

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	一
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第十条関係）	一一五
○外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）（附則第十一条関係）	一一六
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）（附則第十二条関係）	一一七
○保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（附則第十三条関係）	一一二
○地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第五百五十四号）（附則第十四条関係）	一一七
○地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）（附則第十五条関係）	一一八
○所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十一号）（附則第十六条関係）	一一〇
○法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十二号）（附則第十七条関係）	一一二
○地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）（附則第十八条関係）	一一三
○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）（附則第十九条関係）	一一六

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

本則による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収の猶予を認めない場合等）</p> <p>第六条の九の二 略</p> <p>2 第十五条の四第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 第十五条の四第一項各号のいずれかに該当する場合において、同項第一号の申告書若しくは同項第三号の修正申告書の提出があつた時まで又は同項第二号の更正の通知を受けた日までに、当該申告書、修正申告書又は更正に係る事業年度又は連結事業年度に係る第五十三条第一項、第二項若しくは第四項の申告書、第三百二十一条の八第一項、第二項若しくは第四項の申告書又は法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで（これらの規定を</p> <p>法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条</p>	<p>（修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収の猶予を認めない場合等）</p> <p>第六条の九の二 略</p> <p>2 第十五条の四第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 第十五条の四第一項各号のいずれかに該当する場合において、同項第一号の申告書若しくは同項第三号の修正申告書の提出があつた時まで又は同項第二号の更正の通知を受けた日までに、当該申告書、修正申告書又は更正に係る事業年度又は連結事業年度に係る第五十三条第一項、第二項若しくは第四項の申告書、第三百二十一条の八第一項、第二項若しくは第四項の申告書又は法第七十二条の二十五第八項（法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第九項（法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第十項（法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条</p>

の二十六第四項の申告書（第四号において「事業税の申告書」という。）に係る税額が完納されていないとき。

二〇四 略

（寡婦の範囲）

第七条の二 法第二十三条第一項第十一号ロに規定する夫の生死が明らかでない者で政令で定めるものは、次に掲げる者の妻とする。

一〇五 略

（ひとり親の範囲）

第七条の二の二 法第二十三条第一項第十二号に規定する配偶者の生死が明らかでない者で政令で定めるものは、前条各号に掲げる者の配偶者とする。

2 法第二十三条第一項第十二号イに規定する政令で定める子は、当該年度の初日の属する年の前年（第七条の三の三から第七条の十五の三までにおいて「前年」という。）の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下の子（他の者の同

の二十六第四項の申告書（第四号において「事業税の申告書」という。）に係る税額が完納されていないとき。

二〇四 略

（寡婦の範囲）

第七条の二 法第二十三条第一項第十一号イ又はロに規定する夫の生死が明らかでない者で政令で定めるものは、次に掲げる者の妻とする。

一〇五 略

（寡夫の範囲）

2 法第二十三条第一項第十一号イに規定するその者と生計を一にする親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で当該年度の初日の属する年の前年（次条から第七条の十五の三までにおいて「前年」という。）の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとする。

第七条の二の二 法第二十三条第一項第十二号に規定する妻の生死が明らかでない者で政令で定めるものは、前条第一項各号に掲げる者の夫とする。

2 法第二十三条第一項第十二号に規定するその者と生計を一にする親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万

一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)とする。

第七条の三 削除

円以下であるものとする。

(単身児童扶養者の範囲)

第七条の三 法第二十三条第一項第十二号の二に規定する児童で政令で定めるものは、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第三条第一項に規定する児童(法第二十三条第一項第十二号の二に規定する父又は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)で前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとする。

2 法第二十三条第一項第十二号の二に規定する配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、第七条の二第一項第三号から第五号までに掲げる者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)とする。

(雑損控除額の控除の対象となる雑損失の金額の計算)

第七条の十三の四 法第三十四条第一項第一号の規定を適用する場合にお

いて、同号に規定する資産について受けた損失の金額は、当該損失を生じた時の直前におけるその資産の価額(その資産が次の各号に掲げる資産である場合には、当該価額又は当該各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額)を基礎として計算するものとする。

一 所得税法第三十八条第二項に規定する資産(次号及び第三号に掲げるものを除く。) 当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたも

(雑損控除額の控除の対象となる雑損失の金額の計算)

第七条の十三の四 法第三十四条第一項第一号の規定を適用場合には

、同号に規定する資産について受けた損失の金額は、当該損失の生じた時の直前におけるその資産の価額(その資産が所得税法第三十八条第二項に規定する資産である場合には、当該価額又は当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定(その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、同法第六十一条第三項の規定)を適用した場合にその資産の取得費

のとみなして同項の規定（その資産が次に掲げる資産である場合には、次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

イ 昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた資産
所得税法第六十一条第三項の規定

ロ 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつてゐる建物 同条第二項の規定

ハ 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権を有する者がその後において取得した当該配偶者居住権の目的となつてゐた建物 所得税法施行令第六十九條の二第七項の規定

二 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権 当該損失の生じた日に当該配偶者居住権の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該配偶者居住権の取得費とされる金額に相当する金額

三 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利 当該損失の生じた日に当該権利の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該権利の取得費とされる金額に相当する金額

（新生命保険料の対象となる保険料又は掛金）

とされる金額に相当する金額）を基礎として計算するものとする。

（新生命保険料の対象となる保険料又は掛金）

第七条の十五 法第三十四条第一項第五号イに規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金は、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一 法第三十四条第七項第一号イに掲げる契約の内容と同項第三号イに掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、所得税法施行令第二百八条の三第一項第一号の規定により定められたもの（第七条の十五の五第一号において「特定介護医療保険契約」という。）以外のものに係る保険料

二 法第三十四条第七項第一号ハに掲げる契約の内容と同項第三号ロに掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、所得税法施行令第二百八条の三第一項第二号の規定により定められたもの（第七条の十五の五第二号において「特定介護医療共済契約」という。）以外のものに係る掛金

（旧生命保険料の対象とならない保険料）

第七条の十五の二 法第三十四条第一項第五号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金は、次に掲げる保険料とする。

一 一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補する旨の特約（法第三十四条第七項第二号ニに掲げる契約又は同条第一項第五号イに規定する保険金等（第七条の十五の四及び第七条の十五の九において「保険金等」という。）の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの（次号において「傷害保険契約」という。）を除く。）が付されている保険契約に係る保険料のうち、当該特約に

第七条の十五 法第三十四条第一項第五号イに規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金は、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一 法第三十四条第八項第一号イに掲げる契約の内容と同項第三号イに掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、所得税法施行令第二百八条の三第一項第一号の規定により定められたもの（第七条の十五の五第一号において「特定介護医療保険契約」という。）以外のものに係る保険料

二 法第三十四条第八項第一号ハに掲げる契約の内容と同項第三号ロに掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、所得税法施行令第二百八条の三第一項第二号の規定により定められたもの（第七条の十五の五第二号において「特定介護医療共済契約」という。）以外のものに係る掛金

（旧生命保険料の対象とならない保険料）

第七条の十五の二 法第三十四条第一項第五号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金は、次に掲げる保険料とする。

一 一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補する旨の特約（法第三十四条第八項第二号ニに掲げる契約又は同条第一項第五号イに規定する保険金等（第七条の十五の四及び第七条の十五の九において「保険金等」という。）の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの（次号において「傷害保険契約」という。）を除く。）が付されている保険契約に係る保険料のうち、当該特約に

係る保険料

二 法第三十四条第七項第二号ニに掲げる契約の内容と同項第六号イに掲げる契約（傷害保険契約を除く。）の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約に係る保険料

（新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額）

第七条の十五の三 法第三十四条第一項第五号イ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第七項第一号に規定する新生命保険契約等（当該新生命保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新生命保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新生命保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、前年中に支払つた当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該新生命保険契約等に係る同条第一項第五号イに規定する新生命保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第三十四条第一項第五号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第七項第三号に規定する介護医療保険契約等（当該介護医療保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合

係る保険料

二 法第三十四条第八項第二号ニに掲げる契約の内容と同項第六号イに掲げる契約（傷害保険契約を除く。）の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約に係る保険料

（新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額）

第七条の十五の三 法第三十四条第一項第五号イ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第一号に規定する新生命保険契約等（当該新生命保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新生命保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新生命保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、前年中に支払つた当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該新生命保険契約等に係る同条第一項第五号イに規定する新生命保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第三十四条第一項第五号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第三号に規定する介護医療保険契約等（当該介護医療保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合

には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該介護医療保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。

）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該介護医療保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、前年中に支払った当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該介護医療保険契約等に係る同条第一項第五号ロに規定する介護医療保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3 法第三十四条第一項第五号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第七項第四号に規定する新個人年金保険契約等（当該新個人年金保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新個人年金保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新個人年金保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、前年中に支払った当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該新個人年金保険契約等に係る同条第一項第五号ハに規定する新個人年金保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該介護医療保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。

）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該介護医療保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、前年中に支払った当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該介護医療保険契約等に係る同条第一項第五号ロに規定する介護医療保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3 法第三十四条第一項第五号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第四号に規定する新個人年金保険契約等（当該新個人年金保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新個人年金保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新個人年金保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、前年中に支払った当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該新個人年金保険契約等に係る同条第一項第五号ハに規定する新個人年金保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

(介護医療保険契約等に係る保険金等の支払事由の範囲)

第七条の十五の四 法第三十四条第一項第五号ロに規定する政令で定める

事由は、次に掲げる事由とする。

一 略

二 疾病若しくは身体の傷害又はこれらを原因とする人の状態（法第三十四条第七項第三号に規定する介護医療保険契約等に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限る。）

三 略

(介護医療保険料の対象となる保険料又は掛金)

第七条の十五の五 法第三十四条第一項第五号ロに規定する政令で定める

ものは、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一 法第三十四条第七項第一号イに掲げる契約の内容と同項第三号イに掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、特定介護医療保険契約に係る保険料

二 法第三十四条第七項第一号ハに掲げる契約の内容と同項第三号ロに掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、特定介護医療共済契約に係る掛金

(承認規定等の範囲)

第七条の十五の八 法第三十四条第七項第一号に規定する確定給付企業年

金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項第一号その他政令で定め

(介護医療保険契約等に係る保険金等の支払事由の範囲)

第七条の十五の四 法第三十四条第一項第五号ロに規定する政令で定める

事由は、次に掲げる事由とする。

一 略

二 疾病若しくは身体の傷害又はこれらを原因とする人の状態（法第三十四条第八項第三号に規定する介護医療保険契約等に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限る。）

三 略

(介護医療保険料の対象となる保険料又は掛金)

第七条の十五の五 法第三十四条第一項第五号ロに規定する政令で定める

ものは、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一 法第三十四条第八項第一号イに掲げる契約の内容と同項第三号イに掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、特定介護医療保険契約に係る保険料

二 法第三十四条第八項第一号ハに掲げる契約の内容と同項第三号ロに掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、特定介護医療共済契約に係る掛金

(承認規定等の範囲)

第七条の十五の八 法第三十四条第八項第一号に規定する確定給付企業年

金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項第一号その他政令で定め

る規定は、同法第六条第一項（同法第七十九条第一項若しくは第二項、第八十一条第二項、第七十七条第一項、第一百十条の二第三項、第一百一十二条第二項又は附則第二十五条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う同法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約（次項において「規約」という。）の変更について承認を受ける場合に限る。）

、第七十四条第四項及び第七十五条第二項の規定とする。

2 法第三十四条第七項第一号に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第二号その他政令で定める規定は、同法第十六条第一項（同法第七十六条第四項、第七十七条第五項、第七十九条第一項若しくは第二項、第八十条第二項、第七十七条第一項、第一百十条の二第三項又は附則第二十五条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う規約の変更について認可を受ける場合に限る。）、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第七十二条第一項の規定とする。

（生命保険料控除額の控除の対象とならない保険契約等）

第七条の十五の九 法第三十四条第七項第一号イに規定する政令で定める保険契約は、保険期間が五年に満たない保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち、被保険者が保険期間満了の日に生存している場合に限り保険金を支払う定めのあるもの又は被保険者が保険期間満了の日

る規定は、同法第六条第一項（同法第七十九条第一項若しくは第二項、第八十一条第二項、第七十七条第一項、第一百十条の二第三項、第一百一十二条第二項又は附則第二十五条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う同法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約（次項において「規約」という。）の変更について承認を受ける場合に限る。）

、第七十四条第四項及び第七十五条第二項の規定とする。

2 法第三十四条第八項第一号に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第二号その他政令で定める規定は、同法第十六条第一項（同法第七十六条第四項、第七十七条第五項、第七十九条第一項若しくは第二項、第八十条第二項、第七十七条第一項、第一百十条の二第三項又は附則第二十五条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う規約の変更について認可を受ける場合に限る。）、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第七十二条第一項の規定とする。

（生命保険料控除額の控除の対象とならない保険契約等）

第七条の十五の九 法第三十四条第八項第一号イに規定する政令で定める保険契約は、保険期間が五年に満たない保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち、被保険者が保険期間満了の日に生存している場合に限り保険金を支払う定めのあるもの又は被保険者が保険期間満了の日

らに類する特別の理由により死亡した場合に限り保険金等を支払う定めのあるものとする。

2 法第三十四条第七項第一号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約は、共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約のうち、被共済者が共済期間の満了の日に生存している場合に限り保険金等を支払う定めのあるもの又は被共済者が共済期間の満了の日に生存している場合及び当該期間中に災害、前項に規定する感染症その他これらに類する特別の理由により死亡した場合に限り保険金等を支払う定めのあるものとする。

3 法第三十四条第七項第二号ニに規定する政令で定めるものは、外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの期間（次項において「海外旅行期間」という。）内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約とする。

4 法第三十四条第七項第三号ロに規定する政令で定めるものは、海外旅行期間内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる同項第一号ハに規定する生命共済契約等とする。

（生命共済契約等の範囲）

第七条の十五の十 法第三十四条第七項第一号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約に類する共済に係る契約は、次に掲げる契約とする。

らに類する特別の理由により死亡した場合に限り保険金等を支払う定めのあるものとする。

2 法第三十四条第八項第一号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約は、共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約のうち、被共済者が共済期間の満了の日に生存している場合に限り保険金等を支払う定めのあるもの又は被共済者が共済期間の満了の日に生存している場合及び当該期間中に災害、前項に規定する感染症その他これらに類する特別の理由により死亡した場合に限り保険金等を支払う定めのあるものとする。

3 法第三十四条第八項第二号ニに規定する政令で定めるものは、外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの期間（次項において「海外旅行期間」という。）内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約とする。

4 法第三十四条第八項第三号ロに規定する政令で定めるものは、海外旅行期間内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる同項第一号ハに規定する生命共済契約等とする。

（生命共済契約等の範囲）

第七条の十五の十 法第三十四条第八項第一号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約に類する共済に係る契約は、次に掲げる契約とする。

一 略

二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十二号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会の締結した生命共済に係る契約（漁業協同組合又は水産加工業協同組合の締結した契約にあつては、所得税法施行令第二百十条第二号に規定する要件を備えているものに限る。）

三 五 略

（退職年金に関する契約の範囲）

第七条の十五の十一 法第三十四条第七項第一号二に規定する退職年金に関する契約で政令で定めるものは、法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約とする。

（年金給付契約の対象となる契約の範囲）

第七条の十五の十二 法第三十四条第七項第四号に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

一 法第三十四条第七項第一号イに掲げる契約で年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。）のうち、当該契約の内容（同条第一項第五号ハに規定する特約が付されている契約又は他の保険契約に附帯して締結した契約にあつては、当該特約又は他の保険契約の内容を除く。）が次に掲げる要件を満たすもの

イ 二 略

一 略

二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十一号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会の締結した生命共済に係る契約（漁業協同組合又は水産加工業協同組合の締結した契約にあつては、所得税法施行令第二百十条第二号に規定する要件を備えているものに限る。）

三 五 略

（退職年金に関する契約の範囲）

第七条の十五の十一 法第三十四条第八項第一号二に規定する退職年金に関する契約で政令で定めるものは、法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約とする。

（年金給付契約の対象となる契約の範囲）

第七条の十五の十二 法第三十四条第八項第四号に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

一 法第三十四条第八項第一号イに掲げる契約で年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。）のうち、当該契約の内容（同条第一項第五号ハに規定する特約が付されている契約又は他の保険契約に附帯して締結した契約にあつては、当該特約又は他の保険契約の内容を除く。）が次に掲げる要件を満たすもの

イ 二 略

二 法第三十四条第七項第一号ロに規定する旧簡易生命保険契約で年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。）のうち、当該契約の内容（同条第一項第五号ハに規定する特約が付されている契約にあつては、当該特約の内容を除く。）が前号イからニまでに掲げる要件を満たすもの

三 法第三十四条第七項第一号ハに規定する農業協同組合の締結した生命共済に係る契約又は第七条の十五の十第一号若しくは第二号に掲げる生命共済に係る契約で、年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。次号において同じ。）のうち、当該契約の内容（法第三十四条第一項第五号ハに規定する特約が付されている契約又は他の生命共済に係る契約に附帯して締結した契約にあつては、当該特約又は他の生命共済に係る契約の内容を除く。）が第一号イからニまでに掲げる要件に相当する要件その他の総務省令で定める要件を満たすもの

四 略

（生命保険料控除額の控除の対象となる年金給付契約の要件）

第七条の十五の十三 法第三十四条第七項第四号ハに規定する政令で定める要件は、前条各号に掲げる契約に基づく同項第四号イに規定する者に対する年金の支払を次のいずれかとするものであることとする。

一 三 略

（地震保険料控除額の控除の対象となる共済に係る契約の範囲）

二 法第三十四条第八項第一号ロに規定する旧簡易生命保険契約で年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。）のうち、当該契約の内容（同条第一項第五号ハに規定する特約が付されている契約にあつては、当該特約の内容を除く。）が前号イからニまでに掲げる要件を満たすもの

三 法第三十四条第八項第一号ハに規定する農業協同組合の締結した生命共済に係る契約又は第七条の十五の十第一号若しくは第二号に掲げる生命共済に係る契約で、年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。次号において同じ。）のうち、当該契約の内容（法第三十四条第一項第五号ハに規定する特約が付されている契約又は他の生命共済に係る契約に附帯して締結した契約にあつては、当該特約又は他の生命共済に係る契約の内容を除く。）が第一号イからニまでに掲げる要件に相当する要件その他の総務省令で定める要件を満たすもの

四 略

（生命保険料控除額の控除の対象となる年金給付契約の要件）

第七条の十五の十三 法第三十四条第八項第四号ハに規定する政令で定める要件は、前条各号に掲げる契約に基づく同項第四号イに規定する者に対する年金の支払を次のいずれかとするものであることとする。

一 三 略

（地震保険料控除額の控除の対象となる共済に係る契約の範囲）

第七條の十五の十四 法第三十四條第七項第六号ロに規定する政令で定める共済に係る契約は、次に掲げる契約とする。

一及び二 略

三 水産業協同組合法第十一條第一項第十二号若しくは第九十三條第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会の締結した建物若しくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済又は火災共済に係る契約（漁業協同組合又は水産加工業協同組合の締結した契約にあつては、総務省令で定める要件を備えているものに限る。）

四 略

（所得割の納税義務者が再婚した場合における同一生計配偶者等の特例）

第七條の十六 法第三十四條第十項 の場合において、同項の納税義務者の同一生計配偶者又は同條第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者に該当する者は、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち一人に限るものとする。

（法第三十七條第一号イの表の政令で定めるひとり親）

第七條の十六の二 法第三十七條第一号イの表の(3)に規定するひとり親で政令で定めるものは、ひとり親のうち父である者とする。

2 法第三十七條第一号イの表の(4)に規定するひとり親で政令で定めるものは、ひとり親のうち母である者とする。

第七條の十五の十四 法第三十四條第八項第六号ロに規定する政令で定める共済に係る契約は、次に掲げる契約とする。

一及び二 略

三 水産業協同組合法第十一條第一項第十一号若しくは第九十三條第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会の締結した建物若しくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済又は火災共済に係る契約（漁業協同組合又は水産加工業協同組合の締結した契約にあつては、総務省令で定める要件を備えているものに限る。）

四 略

（所得割の納税義務者が再婚した場合における同一生計配偶者等の特例）

第七條の十六 法第三十四條第十一項の場合において、同項の納税義務者の同一生計配偶者又は同條第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者に該当する者は、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち一人に限るものとする。

(法第五十三条第二十四項の控除対象所得税額等相当額等の控除)

第九条の六の二 略

2 法第五十三条第二十四項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第五十三条第二十四項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の七第五項又は第六十八条の九十一第四項に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第二十四項の規定により控除される金額の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(法第七十二条の二第九項第二号の小規模な水産動植物の採捕の事業)

第十一条の二 法第七十二条の二第九項第二号に規定する小規模な水産動植物の採捕の事業として政令で定めるものは、次に掲げる事業（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第三項に規定する定置漁業を除く。）とする。

一及び二 略

(法第五十三条第二十四項の控除対象所得税額等相当額等の控除)

第九条の六の二 略

2 法第五十三条第二十四項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第五十三条第二十四項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十八条の九十一第四項に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第二十四項の規定により控除される金額の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(法第七十二条の二第九項第二号の小規模な水産動植物の採捕の事業)

第十一条の二 法第七十二条の二第九項第二号に規定する小規模な水産動植物の採捕の事業として政令で定めるものは、次に掲げる事業（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第三項に規定する定置漁業を除く。）とする。

一及び二 略

(損金の額等に算入した所得税額がある法人の単年度損益の算定の特例)

第二十條の二十三 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により連結

申告法人(法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。)以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百七号)の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八条第一項(租税特別措置法第三条の三五項、第六条第三項、第八条の三五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項(同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。)、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につ

(損金の額等に算入した所得税額がある法人の単年度損益の算定の特例)

第二十條の二十三 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により連結

申告法人(法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。)以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百七号)の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八条第一項(租税特別措置法第三条の三五項、第六条第三項、第八条の三五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項(同法第六十六条の七第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につ

き、法人税法第八十一条の第十四第一項（租税特別措置法第三条の三五項、第六条第三項、第八条の三五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この節において同じ。）に算入しないものとする。

3 法第七十二条の十八第一項第三号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第四百四十四条（租税特別措置法第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の二の二第七項及び第四十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各

き、法人税法第八十一条の第十四第一項（租税特別措置法第三条の三五項、第六条第三項、第八条の三五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項

、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この節において同じ。）に算入しないものとする。

3 法第七十二条の十八第一項第三号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第四百四十四条（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項、第四十一条の二の二第七項及び第四十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各

事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

（損金の額等に算入した分配時調整外国税相当額がある法人の単年度損益の算定の特例）

第二十条の二十四 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において法人税法第六十九条の第二項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九條の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九條の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九條の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、

事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

（損金の額等に算入した分配時調整外国税相当額がある法人の単年度損益の算定の特例）

第二十条の二十四 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において法人税法第六十九条の第二項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九條の六の四第四項

の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九條の六の四第四項

の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、

人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3 法第七十二条の十八第一項第三号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において法人税法第四百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

（単年度損益に係る寄附金の損金算入限度額等）

第二十条の二の十五 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例

人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3 法第七十二条の十八第一項第三号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において法人税法第四百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

（単年度損益に係る寄附金の損金算入限度額等）

第二十条の二の十五 法第七十二条の十八第一項第一号の規定によつて連結申告法人以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2 法第七十二条の十八第一項第二号の規定によつて連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例

によるものとされる法人税法第八十一条の六第一項及び第四項並びに法人税法施行令第五十五条の十三及び第五十五条の十三の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

3 法第七十二条の十八第一項第三号の規定により 外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第四百四十二条第二項の規定により準ずることとされる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の単年度損益の算定の特例)

第二十条の二の十六 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する所得基準額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同項に規定する所得基準額とされた額とする。

2 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例に

によるものとされる法人税法第八十一条の六第一項及び第四項並びに法人税法施行令第五十五条の十三及び第五十五条の十三の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

3 法第七十二条の十八第一項第三号の規定によつて外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第四百四十二条第二項の規定により準ずることとされる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

よるものとされる租税特別措置法第六十八条の九十八第一項に規定する連結所得個別基準額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上同項に規定する連結所得個別基準額とされた額とする。

第二十条の二の十七、第二十条の二の十九 略

（特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法）

第二十条の二の二十 法第七十二条の十九後段に規定する同条に規定する特定内国法人（以下この節において「特定内国法人」という。）の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、当該特定内国法人の付加価値額の総額（第二十条の二の十七第一項の規定を適用しないで計算した金額とする。）に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場所（以下この項及び第三項、次条第一項、第二十条の二の二十四第二項、第二十一条の九第一項並びに第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この条、次条第一項、第二十条の二の二十四第二項、第二十条の二の二十六、第二十一条の九、第二十三条第一項及び第三十五条の三の十において同じ。）の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

255 略

第二十条の二の十六、第二十条の二の十八 略

（特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法）

第二十条の二の十九 法第七十二条の十九後段に規定する同条に規定する特定内国法人（以下この節において「特定内国法人」という。）の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、当該特定内国法人の付加価値額の総額（第二十条の二の十六第一項の規定を適用しないで計算した金額とする。）に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場所（以下この項及び第三項、次条第一項、第二十条の二の二十三第二項、第二十一条の八第一項並びに第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この条、次条第一項、第二十条の二の二十三第二項、第二十条の二の二十五、第二十一条の八、第二十三条第一項及び第三十五条の三の十において同じ。）の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

255 略

第二十条の二の二十一、第二十条の二の二十三 略

(法第七十二条の二十二第一項の政令で定める金額)

第二十条の二の二十四 略

2 略

3 第二十条の二の二十第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(法第七十二条の二十二第二項の政令で定める金額)

第二十条の二の二十五 略

2 第二十条の二の二十第三項の規定は、前項の事務所又は事業所及び恒久的施設の従業者の数について準用する。

(非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

第二十条の二の二十六 法第七十二条の二第一項第一号又は第三号に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「減算した金額との合計額」とあるのは「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の十九に規定する場所（以下この項及び次項において「外国の

第二十条の二の二十、第二十条の二の二十二 略

(法第七十二条の二十二第一項の政令で定める金額)

第二十条の二の二十三 略

2 略

3 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(法第七十二条の二十二第二項の政令で定める金額)

第二十条の二の二十四 略

2 第二十条の二の十九第三項の規定は、前項の事務所又は事業所及び恒久的施設の従業者の数について準用する。

(非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

第二十条の二の二十五 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「減算した金額との合計額」とあるのは「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の十八に規定する場所（以下この項及び次項において「外国の

事務所又は事業所」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)(のうち第七十二条の二第一項第一号又は第三号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」と、同条第二項中「とする」とあるのは「に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者のうち第七十二条の二第一項第一号又は第三号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。

2 第二十條の二の二十第三項から第五項までの規定は、前項の規定により読み替えられた法第七十二条の二十一第一項又は第二項の規定の適用がある場合における同条第一項又は第二項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

3 事業税を課されない事業とその他の事業(法第七十二条の二第一項第一号及び第三号に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。)とを併せて行う内国法人の資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額(法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。)(に当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した

事務所又は事業所」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)(のうち第七十二条の二第一項第一号 に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」と、同条第二項中「とする」とあるのは「に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者のうち第七十二条の二第一項第一号 に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。

2 第二十條の二の十九第三項から第五項までの規定は、前項の規定により読み替えられた法第七十二条の二十一第一項又は第二項の規定の適用がある場合における同条第一項又は第二項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

3 事業税を課されない事業とその他の事業(法第七十二条の二第一項第一号 に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。)とを併せて行う内国法人の資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額(法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。)(に当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した

金額とする。

4 事業税を課されない事業又は法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業とこれらの事業以外の事業（同項第一号及び第三号に掲げる事業に限る。以下この項において「その他の事業」という。）とを併せて行う外国法人の資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする。）に当該外国法人の恒久的施設の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該外国法人の恒久的施設の従業者の数で除して計算した金額とする。

5 第三項の内国法人又は前項の外国法人に係る法第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「金額とし、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の二十六第三項又は第四項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

6 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。次項において同じ。）と同条第一項第三号に掲げる事業とを併せて行う内国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とし、法第七十二条の二十一第七項の規定又は第三項の

金額とする。

4 事業税を課されない事業又は法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業とこれらの事業以外の事業（同項第一号に掲げる事業に限る。以下この項において「その他の事業」という。）とを併せて行う外国法人の資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする。）に当該外国法人の恒久的施設の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該外国法人の恒久的施設の従業者の数で除して計算した金額とする。

5 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、前二項の規定の適用がある場合における第三項の事務所又は事業所及び前項の恒久的施設の従業者の数について準用する。

6 第三項の内国法人又は第四項の外国法人に係る法第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「金額とし、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の二十五第三項又は第四項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。）
を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

7 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業と同項第三号に掲げる事業とを併せて行う外国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とし、法第七十二条の二十一第七項の規定又は第四項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。）を当該外国法人の恒久的施設に従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

8 第二十條の二の二十第三項から第五項までの規定は、第三項、第四項又は前二項の規定の適用がある場合における第三項及び第六項の事務所又は事業所並びに第四項及び前項の恒久的施設の従業者の数について準用する。

（損金の額等に算入した所得税額がある法人の所得の算定の特例）

第二十一条の二の二 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八

（損金の額等に算入した所得税額がある法人の所得の算定の特例）

第二十一条の二の二 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八

条第一項（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けな
いときは、当該内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第八十一条の十四第一項（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定により外国法人の事業税の

条第一項（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項
、第四十一条

の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けな
いときは、当該内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第八十一条の十四第一項（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項
、第四十一条の九第四項、第四十一

条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定により外国法人の事業税の

項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定により外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において法人税法第四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の

項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項

の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項

の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定により外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において法人税法第四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の

三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

（所得に係る寄附金の損金算入限度額等）

第二十一条の三 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第八十一条の六第一項及び第四項並びに法人税法施行令第五十五条の十三及び第五十五条の十三の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

三第四項及び第九条の六の四第四項

の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

（所得に係る寄附金の損金算入限度額等）

第二十一条の三 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定によつて連結申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第八十一条の六第一項及び第四項並びに法人税法施行令第五十五条の十三及び第五十五条の十三の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

3 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定により 外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第百四十二条第二項の規定により準ずることとされる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の所得の算定の特例)

第二十一条の四 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する所得基準額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同項に規定する所得基準額とされた額とする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十八条の九十八第一項に規定する連結所得個別基準額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上同項に規定する連結所得個別基準額とされた額とする。

3 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定によつて外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第百四十二条第二項の規定により準ずることとされる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

第二十一条の五と第二十一条の八 略

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

- 第二十一条の九** 法第七十二条の二十四後段に規定する特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該特定内国法人の所得の総額(第二十一条の五第一項の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。
- 2 略
- 3 第二十条の二の二十第三項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(法第七十二条の二十四の二第一項の収入金額の範囲)

- 第二十二条** 法第七十二条の二十四の二第一項に規定する政令で定める収入金額は、次に掲げるものとする。

一と六 略

- 七 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非化石電源(非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原

第二十一条の四と第二十一条の七 略

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

- 第二十一条の八** 法第七十二条の二十四後段に規定する特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該特定内国法人の所得の総額(第二十一条の四第一項の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。
- 2 略
- 3 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(法第七十二条の二十四の二第一項の収入金額の範囲)

- 第二十二条** 法第七十二条の二十四の二第一項に規定する政令で定める収入金額は、次に掲げるものとする。

一と六 略

料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）

第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）を利用する電
源をいう。以下この号において同じ。）としての価値を有することを
証するものとして総務省令で定めるものを購入した場合（電気事業法

（昭和三十九年法律第七十号）第九十七条第一項に規定する卸電力
取引所を介して自らが販売を行ったものを購入した場合を含む。）で
あつて、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行
う場合（総務省令で定める場合に限る。）における当該購入の対価と
して当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額

八〇十一 略

（特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収入金額の算定の方法

第二十三条 略

2 第二十条の二の二十第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適
用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準
用する。

（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第三十五条の四の七 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定に
より同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には
、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を
同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものと

料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）

第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）を利用する電
源をいう。以下この号において同じ。）としての価値を有することを
証するものとして総務省令で定めるものを購入した場合（電気事業法

（昭和三十九年法律第七十号）第九十七条第一項に規定する卸電力
取引所を介して自らが販売を行ったものを購入した場合を含む。）で
あつて、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行
う場合（総務省令で定める場合に限る。）における当該購入の対価と
して当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額

七〇十 略

（特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収入金額の算定の方法

第二十三条 略

2 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適
用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準
用する。

（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第三十五条の四の七 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定に
より同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には
、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を
同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものと

する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	<p>前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。）の百分の七・七に相当する額</p> <p>一 当該道府県が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>（ ） 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額（次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。）を控除した額</p> <p>二 当該道府県が超過税率課税道府県（法第七十条の二十四の七第八項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する道府県をいう。次項において同じ。）である場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額</p>

する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	<p>前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。）の百分の七・七に相当する額</p> <p>一 当該道府県が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>（ ） 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額（次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。）を控除した額</p> <p>二 当該道府県が超過税率課税道府県（法第七十条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する道府県をいう。次項において同じ。）である場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額</p>

2
6
略

略

(貨物割に係る徴収取扱費の支払)

第三十五条の十七 道府県は、毎年度、法第七十二条の百三十三第一項に規定する徴収取扱費として、次に掲げる各期間（以下この条及び次条において「徴収取扱費算定期間」という。）ごとに、当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三十三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の二十二分の十に相当する額（次条において「徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・六五を乗じて得た金額を、総務省令で定めるところにより、国に支払うものとする。

一 四 略

2
略

(法第七十三条の十四第六項の不動産等の価格の決定)

第三十九条 道府県知事は、次の各号に掲げる不動産でそれらの価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該各号に掲げる日現在におけるその価格を決定するものとする。

2
6
略

略

(貨物割に係る徴収取扱費の支払)

第三十五条の十七 道府県は、毎年度、法第七十二条の百三十三第一項に規定する徴収取扱費として、次に掲げる各期間（以下この条及び次条において「徴収取扱費算定期間」という。）ごとに、当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三十三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の二十二分の十に相当する額（次条において「徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・六〇を乗じて得た金額を、総務省令で定めるところにより、国に支払うものとする。

一 四 略

2
略

(法第七十三条の十四第六項の不動産等の価格の決定)

第三十九条 道府県知事は、次の各号に掲げる不動産でそれらの価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該各号に掲げる日現在におけるその価格を決定するものとする。

一〇三 略

四 法第七十三条の第十四第八項に規定する従前の不動産で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号

）第二百二十六条第一項の規定による補償金を受けたもの 同法第二

百五条第一項第二十四号の権利変換期日

五及び六 略

五及び六 略

（製造たばこの重量又は金額の本数への換算方法）

第三十九条の九の二 法第七十四条の四第二項の表の上欄に掲げる製造た

ばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たば

この本数に換算する場合又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号

に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合にお

ける計算は、同条第一項に規定する売渡し等（次項及び第五項において

「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重

量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法第七十四条

第二項に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻た

ばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2〇8 略

（本邦と外国との間を往来する本邦の船舶に準ずる遠洋漁業船等）

第三十九条の十 法第七十四条の六第一項第二号に規定する政令で定める

船舶は、漁業法第三十六条第一項の許可を受けた船舶であつて母船式漁

業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体

一〇三 略

四 法第七十三条の第十四第八項に規定する従前の不動産で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号

）第二百二十六条第一項の規定による補償金を受けたもの 同法第二

百五条第一項第二十二号の権利変換期日

五及び六 略

五及び六 略

（製造たばこの重量又は金額の本数への換算方法）

第三十九条の九の二 法第七十四条の四第二項の表の上欄に掲げる製造た

ばこ の重量を紙巻たば

この本数に換算する場合又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号

に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合にお

ける計算は、同条第一項に規定する売渡し等（次項及び第五項において

「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重

量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法第七十四条

第二項に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻た

ばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2〇8 略

（本邦と外国との間を往来する本邦の船舶に準ずる遠洋漁業船等）

第三十九条の十 法第七十四条の六第一項第二号に規定する政令で定める

船舶は、漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八

年政令第六号）第一項第七号に掲げる母船式捕鯨業に従事する船舶

となつて漁業に従事する船舶により行う漁業をいう。)に従事するもの
のうち総務省令で定める船舶とする。

(寡婦の範囲)

第四十六条の二 法第二百九十二条第一項第十一号ロに規定する夫
の生死が明らかでない者で政令で定めるものは、次に掲げる者の妻とす
る。

一 五 略

(ひとり親の範囲)

第四十六条の二の二 法第二百九十二条第一項第十二号に規定する配偶者
の生死が明らかでない者で政令で定めるものは、前条各号に掲げ
る者の配偶者とする。

2 法第二百九十二条第一項第十二号イに規定する政令で定める子は、当
該年度の初日の属する年の前年(第四十六条の三から第四十八条の六の
二までにおいて「前年」という。)の法第三百十三条第一項の総所得金
額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下の子(他

のうち総務省令で定める船舶とする。

(寡婦の範囲)

第四十六条の二 法第二百九十二条第一項第十一号イ又はロに規定する夫
の生死が明らかでない者で政令で定めるものは、次に掲げる者の妻とす
る。

一 五 略

2 法第二百九十二条第一項第十一号イに規定するその者と生計を一にし
る親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする子(他の者の同
一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)で当該年度の初日
の属する年の前年(次条から第四十八条の六の二までにおいて「前年」
という。)の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山
林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとする。

(寡夫の範囲)

第四十六条の二の二 法第二百九十二条第一項第十二号に規定する妻
の生死が明らかでない者で政令で定めるものは、前条第一項各号に掲げ
る者の夫とする。

2 法第二百九十二条第一項第十二号に規定するその者と生計を一にする
親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする子(他の者の同一
生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)で前年の法第三百十
三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四

の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)とする。

十八万円以下であるものとする。

(単身児童扶養者の範囲)

第四十六条の二三 法第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する児童で政令で定めるものは、児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童(同号に規定する父又は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)で前年の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとする。

2 法第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、第四十六条の二第一項第三号から第五号までに掲げる者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)とする。

第四十六条の二三 略

第四十六条の二四 略

第四十八条の七 第七条の十三の四の規定は法第三百十四条の二第一項第一号の規定を適用する場合における同号に規定する資産について受けた損失の金額の計算について、第七条の十五の規定は同項第五号イに規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の二の規定は同号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の三第一項の規定は同

第四十八条の七 第七条の十三の四の規定は法第三百十四条の二第一項第一号の規定を適用する場合における同号に規定する資産について受けた損失の金額の計算について、第七条の十五の規定は同項第五号イに規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の二の規定は同号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の三第一項の規定は同

号イ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第二項の規定は同号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第三項の規定は同号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、第七条の十五の四の規定は同号ロに規定する政令で定める事由について、第七条の十五の五の規定は同号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の六の規定は法第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條の十 五第一号	第三十四條第七項第一号 イ	第三百十四條の二第七項第 一號イ
第七條の十 五第二号	第三十四條第七項第一号 ハ	第三百十四條の二第七項第 一號ハ
第七條の十 五の二各号	第三十四條第七項第二号 ニ	第三百十四條の二第七項第 二號ニ
第七條の十 五の三第一 項	同條第七項第一号	法第三百十四條の二第七項 第一號
第七條の十 五の三第二 項	同條第七項第三号	法第三百十四條の二第七項 第三號
第七條の十	同條第七項第四号	法第三百十四條の二第七項

号イ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第二項の規定は同号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第三項の規定は同号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、第七条の十五の四の規定は同号ロに規定する政令で定める事由について、第七条の十五の五の規定は同号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の六の規定は法第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條の十 五第一号	第三十四條第八項第一号 イ	第三百十四條の二第八項第 一號イ
第七條の十 五第二号	第三十四條第八項第一号 ハ	第三百十四條の二第八項第 一號ハ
第七條の十 五の二各号	第三十四條第八項第二号 ニ	第三百十四條の二第八項第 二號ニ
第七條の十 五の三第一 項	同條第八項第一号	法第三百十四條の二第八項 第一號
第七條の十 五の三第二 項	同條第八項第三号	法第三百十四條の二第八項 第三號
第七條の十	同條第八項第四号	法第三百十四條の二第八項

項	第七條の十 五の十二第 一号	第三十四條第七項第一号 イ	第三百十四條の二第七項第 一号イ
	第七條の十 五の十二第 二号	第三十四條第七項第一号 ロ	第三百十四條の二第七項第 一号ロ
	第七條の十 五の十二第 三号	第三十四條第七項第一号 ハ	第三百十四條の二第七項第 一号ハ
	第七條の十 五の十三	同項第四号イ	法第三百十四條の二第七項 第四号イ

4 法第三百十四條の二第七項第一号に規定する確定給付企業年金法第三
 條第一項第一号その他政令で定める規定は第七條の十五の八第一項に規
 定する規定とし、法第三百十四條の二第七項第一号に規定する確定給付
 企業年金法第三條第一項第二号その他政令で定める規定は第七條の十五
 の八第二項に規定する規定とし、法第三百十四條の二第七項第一号イに
 規定する政令で定める保険契約は第七條の十五の九第一項に規定する保
 険契約とし、同号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約は同条
 第二項に規定する生命共済に係る契約とし、同号ハに規定する政令で定
 める生命共済に係る契約に類する共済に係る契約は第七條の十五の十に
 規定する契約とし、同号ニに規定する退職年金に関する契約で政令で定

項	第七條の十 五の十二第 一号	第三十四條第八項第一号 イ	第三百十四條の二第八項第 一号イ
	第七條の十 五の十二第 二号	第三十四條第八項第一号 ロ	第三百十四條の二第八項第 一号ロ
	第七條の十 五の十二第 三号	第三十四條第八項第一号 ハ	第三百十四條の二第八項第 一号ハ
	第七條の十 五の十三	同項第四号イ	法第三百十四條の二第八項 第四号イ

4 法第三百十四條の二第八項第一号に規定する確定給付企業年金法第三
 條第一項第一号その他政令で定める規定は第七條の十五の八第一項に規
 定する規定とし、法第三百十四條の二第八項第一号に規定する確定給付
 企業年金法第三條第一項第二号その他政令で定める規定は第七條の十五
 の八第二項に規定する規定とし、法第三百十四條の二第八項第一号イに
 規定する政令で定める保険契約は第七條の十五の九第一項に規定する保
 険契約とし、同号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約は同条
 第二項に規定する生命共済に係る契約とし、同号ハに規定する政令で定
 める生命共済に係る契約に類する共済に係る契約は第七條の十五の十に
 規定する契約とし、同号ニに規定する退職年金に関する契約で政令で定

めるものは第七条の十五の十一に規定する契約とし、法第三百十四條の二第二項第二号二に規定する政令で定めるものは第七条の十五の九第三項に規定する保険契約とし、法第三百十四條の二第七項第六号ロに規定する政令で定める共済に係る契約は第七条の十五の十四に規定する契約とする。

5 第七条の十六の規定は、法第三百十四條の二第十項の場合における同項の死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計配偶者又は同条第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者の範囲について準用する。

(法第三百十四條の六第一号イの表の政令で定めるひとり親)

第四十八條の七の二 法第三百十四條の六第一号イの表の(3)に規定するひとり親で政令で定めるものは、ひとり親のうち父である者とする。

2 法第三百十四條の六第一号イの表の(4)に規定するひとり親で政令で定めるものは、ひとり親のうち母である者とする。

(法第三百二十一条の八第二十四項の控除対象所得税額等相当額等の控除)

第四十八條の十二の二 略

2 法第三百二十一条の八第二十四項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる

めるものは第七条の十五の十一に規定する契約とし、法第三百十四條の二第八項第二号二に規定する政令で定めるものは第七条の十五の九第三項に規定する保険契約とし、法第三百十四條の二第八項第六号ロに規定する政令で定める共済に係る契約は第七条の十五の十四に規定する契約とする。

5 第七条の十六の規定は、法第三百十四條の二第十一項の場合における同項の死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計配偶者又は同条第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者の範囲について準用する。

(法第三百二十一条の八第二十四項の控除対象所得税額等相当額等の控除)

第四十八條の十二の二 略

2 法第三百二十一条の八第二十四項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる

事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に、法第三百二十一条の八第二十四項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の七第五項又は第六十八条の九十一第四項に規定する所得税等の額(以下この項において「所得税等の額」という。)、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(法第三百四十三条第五項の所有者の探索の方法)

第四十九条の二 法第三百四十三条第五項に規定する政令で定める方法は、固定資産の所有者の住所及び氏名又は名称その他の当該固定資産の所有者の存在を明らかにするために必要な情報(第二号から第四号までに於いて「所有者情報」という。)を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

- 一 当該固定資産(償却資産を除く。)の登記事項証明書の交付を請求する(一)。
- 二 当該固定資産の使用者と思料される者その他の当該固定資産に係る所有者情報を保有すると思料される者であつて総務省令で定めるものに対し、当該所有者情報の提供を求めること。
- 三 第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他の前二号の措置により判明した当該固定資産の所

事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に、法第三百二十一条の八第二十四項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十八条の九十一第四項に規定する所得税等の額(以下この項において「所得税等の額」という。)、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

有者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されていると思料される住民基本台帳、登録原票（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第三十三条の規定により法務大臣に送付された同法附則第十七条第一項に規定する登録原票をいう。次号において同じ。）、法人の登記簿その他の総務省令で定める書類を備える市町村の長、出入国在留管理庁の長である出入国在留管理庁長官又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る所有者情報の提供を求めること。

四 登記名義人等が死亡し、又は解散していることが判明した場合には、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該固定資産の所有者と思料される者が記録されていると思料される戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票、登録原票、法人の登記簿その他の総務省令で定める書類を備える市町村の長、出入国在留管理庁の長である出入国在留管理庁長官又は登記所の登記官に対し、当該固定資産に係る所有者情報の提供を求めると。

五 前号の措置により判明した当該固定資産の所有者と思料される者が個人である場合には、当該個人又は官公署に対して、当該固定資産の所有者を特定するための書面の送付その他の総務省令で定める措置をとるもの。

(法第三百四十三條第八項の埋立地等の使用者)

第四十九條の三 法第三百四十三條第八項に規定する埋立地又は干拓地（以下この条において「埋立地等」という。）を使用する者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一及び二 略

第四十九條の四 略

(法第三百四十三條第七項の埋立地等の使用者)

第四十九條の二 法第三百四十三條第七項に規定する埋立地又は干拓地（以下この条において「埋立地等」という。）を使用する者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一及び二 略

第四十九條の二の二 略

第四十九條の三及び第四十九條の四 削除

(法第三百四十九條の三第一項の償却資産)

第五十一條の十七 法第三百四十九條の三第一項に規定する政令で定める償却資産は、次に掲げる償却資産以外の償却資産とする。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者又は同項第十一号に規定する送電事業者が専ら保安通信の用に供する償却資産で総務省令で定めるもの

二 既に事業の用に供されていた償却資産（以下本号において「既設資産」という。）を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既設資産に代えて当該事業の用に供される償却資産

(法第三百四十九條の三第一項の構築物)

第五十二條 法第三百四十九條の三第一項に規定する新たな営業路線の開業のために敷設した鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政

(法第三百四十九條の三第二項の構築物)

第五十二條 法第三百四十九條の三第二項に規定する新たな営業路線の開業のために敷設した鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政

令で定める構築物は、線路設備、電路設備、停車場設備及び車庫構築物とする。

2 法第三百四十九条の三第一項に規定する営業路線の線路の増設をするために敷設した鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備及び停車場設備とする。

(法第三百四十九条の三第二項の法人等)

第五十二条の二 法第三百四十九条の三第二項に規定する政令で定める法人は、ガス事業法第二条第六項の一般ガス導管事業者を構成員とする事業協同組合及び当該一般ガス導管事業者の出資に係る法人（総務省令で定める要件に該当するものに限る。）で、専ら当該一般ガス導管事業者に対してガスを供給することを目的として設立されたものとする。

2 法第三百四十九条の三第二項に規定する政令で定める償却資産は、原料処理設備、ガス発生設備及び附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びにガスホルダー、圧送機、整圧器、熱量調整装置及び導管（供給管及び屋内管を除く。）であつて、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、同条第七項に規定する特定ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業の用にのみ供するもの以外のものとする。

(法第三百四十九条の三第三項の法人等)

第五十二条の二の二 法第三百四十九条の三第三項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

令で定める構築物は、線路設備、電路設備、停車場設備及び車庫構築物とする。

2 法第三百四十九条の三第二項に規定する営業路線の線路の増設をするために敷設した鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備及び停車場設備とする。

(法第三百四十九条の三第三項の法人等)

第五十二条の二 法第三百四十九条の三第三項に規定する政令で定める法人は、ガス事業法第二条第六項の一般ガス導管事業者を構成員とする事業協同組合及び当該一般ガス導管事業者の出資に係る法人（総務省令で定める要件に該当するものに限る。）で、専ら当該一般ガス導管事業者に対してガスを供給することを目的として設立されたものとする。

2 法第三百四十九条の三第三項に規定する政令で定める償却資産は、原料処理設備、ガス発生設備及び附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びにガスホルダー、圧送機、整圧器、熱量調整装置及び導管（供給管及び屋内管を除く。）であつて、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、同条第七項に規定する特定ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業の用にのみ供するもの以外のものとする。

(法第三百四十九条の三第四項の法人等)

第五十二条の二の二 法第三百四十九条の三第四項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一〇五 略

2| 法第三百四十九条の第三項に規定する国の補助金又は交付金で政令で定めるものは、五百万円以上の国の補助金又は交付金とする。

一〇五 略

2| 法第三百四十九条の第四項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。）のうち次に掲げるものとする。

一| 五百万円以上の国の補助金又は交付金の交付を受けて取得した機械及び装置のうち、一台又は一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が三十万円以上のもの

二| 次に掲げる資金の貸付けを受けて取得した機械及び装置のうち、一台又は一基の取得価額が三百三十万円以上のもの

イ| 政府又は都道府県の利子補給に係る農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金
ロ| 政府又は都道府県の利子補給に係る漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金
ハ| 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）

第三条第一項又は第二項の規定による政府の助成に係る林業・木材産業改善資金（林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入に必要な資金を除く。）

ニ| 株式会社日本政策金融公庫が貸し付ける株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号又は第九号の下欄に掲げる資金

3 | 法第三百四十九条の三第三項に規定する農林漁業者又は中小企業者の
共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は
中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に
供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務
省令で定めるものを除く。）のうち、一台又は一基（通常一組又は一式
をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価
額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が三百
三十万円以上のものとする。

（法第三百四十九条の三第九項の固定資産）

第五十二条の三 法第三百四十九条の三第九項に規定する日本放送協会が
直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に
掲げる固定資産以外の固定資産とする。

ホ 沖縄振興開発金融公庫が貸し付ける沖縄振興開発金融公庫法第十
九条第一項第四号の資金（沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第
三号、第四号、第六号、第九号、第十一号から第十四号まで及び第
十七号に掲げる資金を除く。）

三 都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が貸し付ける独立
行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号の資金のう
ち総務省令で定める事業に係るものの貸付けを受けて取得した機械及
び装置で一台又は一基の取得価額が三百三十万円以上であるもの（以
下この号において「対象機械等」という。）の取得価額の合計額が五
百万円以上である場合における当該対象機械等

（法第三百四十九条の三第十項の固定資産）

第五十二条の三 法第三百四十九条の三第十項に規定する日本放送協会が
直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に
掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一〇四略

(法第三百四十九條の三十項の設備)

第五十二條の三の二 法第三百四十九條の三十項に規定する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第十七條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する設備で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する設備のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一及び二 略

(法第三百四十九條の三十一項の家屋)

第五十二條の三の三 法第三百四十九條の三十一項に規定する家屋で政令で定めるものは、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第三百四十四條第一項に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋(総務省令で定めるものを除く。)とする。

(法第三百四十九條の三十二項の構築物)

第五十二條の五 法第三百四十九條の三十二項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備、停車場設備、車庫構築物及び工場構築物とする。

(法第三百四十九條の三十三項の鉄道施設)

第五十二條の五の二 法第三百四十九條の三十三項に規定する本州と北

一〇四略

(法第三百四十九條の三十一項の設備)

第五十二條の三の二 法第三百四十九條の三十一項に規定する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第十七條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する設備で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する設備のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一及び二 略

(法第三百四十九條の三十二項の家屋)

第五十二條の三の三 法第三百四十九條の三十二項に規定する家屋で政令で定めるものは、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第三百四十四條第一項に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋(総務省令で定めるものを除く。)とする。

(法第三百四十九條の三十三項の構築物)

第五十二條の五 法第三百四十九條の三十三項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備、停車場設備、車庫構築物及び工場構築物とする。

(法第三百四十九條の三十四項の鉄道施設)

第五十二條の五の二 法第三百四十九條の三十四項に規定する本州と北

海道を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるものは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつ、北海道旅客鉄道株式会社に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設で総務省令で定めるものとする。

2 法第三百四十九条の三第十三項に規定する本州と四国を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるものは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が所有し、かつ、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項第一号に規定する西日本旅客鉄道株式会社（以下この項において「西日本旅客鉄道株式会社」という。）又は同条第一項第二号に掲げる者（同法の施行の日の前日において西日本旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受、合併若しくは分割又は相続により同法の施行の日以後経営する者に限る。）及び四国旅客鉄道株式会社に利用させている線路設備その他の鉄道施設で総務省令で定めるものとする。

（法第三百四十九条の三第十四項の水域及び事業）

第五十二条の六 法第三百四十九条の三第十四項に規定する政令で定める水域は、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号イに規定する多目的用水路とする。

2 法第三百四十九条の三第十四項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一及び二 略

海道を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるものは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつ、北海道旅客鉄道株式会社に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設で総務省令で定めるものとする。

2 法第三百四十九条の三第十四項に規定する本州と四国を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるものは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が所有し、かつ、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項第一号に規定する西日本旅客鉄道株式会社（以下この項において「西日本旅客鉄道株式会社」という。）又は同条第一項第二号に掲げる者（同法の施行の日の前日において西日本旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受、合併若しくは分割又は相続により同法の施行の日以後経営する者に限る。）及び四国旅客鉄道株式会社に利用させている線路設備その他の鉄道施設で総務省令で定めるものとする。

（法第三百四十九条の三第十五項の水域及び事業）

第五十二条の六 法第三百四十九条の三第十五項に規定する政令で定める水域は、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号イに規定する多目的用水路とする。

2 法第三百四十九条の三第十五項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第十五項の家屋及び償却資産)

第五十二条の八 法第三百四十九条の三第十五項に規定する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第三号又は第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する家屋及び償却資産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 三 略

(法第三百四十九条の三第十六項の家屋及び償却資産)

第五十二条の九 法第三百四十九条の三第十六項に規定する国立研究開発法人海洋研究開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人海洋研究開発機構法第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の家屋及び償却資産とする。

一 及び二 略

(法第三百四十九条の三第十七項の家屋及び償却資産の部分)

第五十二条の十の二 法第三百四十九条の三第十七項に規定する水道又は工業用水道の用に供するものとして政令で定める部分は、独立行政法人水資源機構が所有するダムの上に供する家屋及び償却資産のうち、当該固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該ダムを水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額

(法第三百四十九条の三第十六項の家屋及び償却資産)

第五十二条の八 法第三百四十九条の三第十六項に規定する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第三号又は第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する家屋及び償却資産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 三 略

(法第三百四十九条の三第十七項の家屋及び償却資産)

第五十二条の九 法第三百四十九条の三第十七項に規定する国立研究開発法人海洋研究開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人海洋研究開発機構法第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の家屋及び償却資産とする。

一 及び二 略

(法第三百四十九条の三第十八項の家屋及び償却資産の部分)

第五十二条の十の二 法第三百四十九条の三第十八項に規定する水道又は工業用水道の用に供するものとして政令で定める部分は、独立行政法人水資源機構が所有するダムの上に供する家屋及び償却資産のうち、当該固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該ダムを水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額

に対する割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。

(法第三百四十九条の三第十八項の固定資産)

第五十二条の十の三 法第三百四十九条の三第十八項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 六 略

(法第三百四十九条の三第十九項の償却資産)

第五十二条の十の四 法第三百四十九条の三第十九項に規定する政令で定める償却資産は、次に掲げるものとする。

一 及び二 略

(法第三百四十九条の三第二十項の家屋及び償却資産)

第五十二条の十の五 法第三百四十九条の三第二十項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げるものとする。

一 三 略

(法第三百四十九条の三第二十一項の土地)

第五十二条の十の六 法第三百四十九条の三第二十一項に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接機構法第十四条第一項第一号に規定する業務（旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。）の用に供する土地で政令で定めるものは、当該業務の用に供する土地のうち次に掲げる

に対する割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。

(法第三百四十九条の三第十九項の固定資産)

第五十二条の十の三 法第三百四十九条の三第十九項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 六 略

(法第三百四十九条の三第二十項の償却資産)

第五十二条の十の四 法第三百四十九条の三第二十項に規定する政令で定める償却資産は、次に掲げるものとする。

一 及び二 略

(法第三百四十九条の三第二十一項の家屋及び償却資産)

第五十二条の十の五 法第三百四十九条の三第二十一項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げるものとする。

一 三 略

(法第三百四十九条の三第二十二項の土地)

第五十二条の十の六 法第三百四十九条の三第二十二項に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接機構法第十四条第一項第一号に規定する業務（旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。）の用に供する土地で政令で定めるものは、当該業務の用に供する土地のうち次に掲げる

もの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第二十二項の固定資産)

第五十二条の十の七 法第三百四十九条の三第二十二項に規定する新関西国際空港株式会社が所有し、又は関空等統合法第十二条第一項第二号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 四 略

(法第三百四十九条の三第二十四項の償却資産)

第五十二条の十の八 法第三百四十九条の三第二十四項に規定する政令で定める償却資産は、既に事業の用に供されていた償却資産（以下この条において「既設資産」という。）を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既設資産に代えて当該事業の用に供される償却資産以外の償却資産とする。

(法第三百四十九条の三第二十五項の固定資産)

第五十二条の十の九 法第三百四十九条の三第二十五項に規定する中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社が所有し、かつ、直接同法第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

もの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第二十三項の固定資産)

第五十二条の十の七 法第三百四十九条の三第二十三項に規定する新関西国際空港株式会社が所有し、又は関空等統合法第十二条第一項第二号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 四 略

(法第三百四十九条の三第二十五項の償却資産)

第五十二条の十の八 法第三百四十九条の三第二十五項に規定する政令で定める償却資産は、既に事業の用に供されていた償却資産（以下この条において「既設資産」という。）を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既設資産に代えて当該事業の用に供される償却資産以外の償却資産とする。

(法第三百四十九条の三第二十六項の固定資産)

第五十二条の十の九 法第三百四十九条の三第二十六項に規定する中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社が所有し、かつ、直接同法第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一〇三略

(法第三百四十九條の三第三十項の政令で定める者)

第五十二條の十の十 法第三百四十九條の三第三十項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

(法第三百四十九條の三第三十一項の償却資産)

第五十二條の十の十一 法第三百四十九條の三第三十一項に規定する政令で定める償却資産は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六條第一号又は第二号に規定する業務のうち次に掲げるもので総務省令で定めるものの用に供する償却資産（事務所又は宿舍の用に供するものを除く。）とする。

一〇三略

(製造たばこの重量又は金額の本数への換算方法)

第五十三條の二 法第四百六十七條第二項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、同条第一項に規定する売渡し等（次項及び第五項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法第四百六十四條

一〇三略

(法第三百四十九條の三第三十一項の政令で定める者)

第五十二條の十の十 法第三百四十九條の三第三十一項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

(法第三百四十九條の三第三十二項の償却資産)

第五十二條の十の十一 法第三百四十九條の三第三十二項に規定する政令で定める償却資産は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六條第一号又は第二号に規定する業務のうち次に掲げるもので総務省令で定めるものの用に供する償却資産（事務所又は宿舍の用に供するものを除く。）とする。

一〇三略

(製造たばこの重量又は金額の本数への換算方法)

第五十三條の二 法第四百六十七條第二項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、同条第一項に規定する売渡し等（次項及び第五項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法第四百六十四條

第二項に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2～8 略

(法第五百八十六条第二項第七号の法人等)

第五十四条の十八 略

2 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一～三 略

- 四 前項第七号に掲げる法人 第一号に規定する施設で国、地方公共団体若しくは独立行政法人農畜産業振興機構の補助（独立行政法人農畜産業振興機構の補助にあつては、独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号に規定する業務に係るものに限る。）若しくは国若しくは地方公共団体の利子補給に係る資金、株式会社日本政策金融公庫の資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金に限る。）若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金（沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十三号及び第十四号に掲げる資金を除く。）の貸付けを受けて設置されるもの又は独立行政法人農畜産業振興機構の出資（独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号に規定する業務に係る出資に限る。）に係る施設で総務省令で定めるもの

(法第五百八十六条第二項第九号の施設)

第二項に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2～8 略

(法第五百八十六条第二項第七号の法人等)

第五十四条の十八 略

2 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一～三 略

- 四 前項第七号に掲げる法人 第一号に規定する施設で国、地方公共団体若しくは独立行政法人農畜産業振興機構の補助（独立行政法人農畜産業振興機構の補助にあつては、独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号に規定する業務に係るものに限る。）若しくは国若しくは地方公共団体の利子補給に係る資金、株式会社日本政策金融公庫の資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金に限る。）若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金（沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十三号及び第十四号に掲げる資金を除く。）の貸付けを受けて設置されるもの又は独立行政法人農畜産業振興機構の出資（独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号に規定する業務に係る出資に限る。）に係る施設で総務省令で定めるもの

(法第五百八十六条第二項第九号の施設)

第五十四条の二十 法第五百八十六条第二項第九号に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 略

二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第一項の規定により農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場において業務を行う同法第二条第四項に規定する卸売業者の卸売の用に供する同条第一項に規定する生鮮食料品等を保管する施設で総務省令で定めるもの

三 略

（法第五百九十三条第二項の土地の取得等）

第五十四条の三十四 法第五百九十三条第二項に規定する政令で定める土地の取得は、次に掲げる土地の取得とする。

一及び二 略

三 法第五百八十五条第六項において準用する法第三百四十三条第八項の規定により土地の取得とみなされる同項に規定する埋立地等（次項第四号において「埋立地等」という。）の使用の開始

四く九 略

2 略

（法第七百一条の三十四第三項第十四号の施設）

第五十六条の二十九 法第七百一条の三十四第三項第十四号に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 略

第五十四条の二十 法第五百八十六条第二項第九号に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 略

二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第三十九条第一号の規定により指定された場所（一時的に指定されたものを除く。）において生鮮食料品等を保管する施設

三 略

（法第五百九十三条第二項の土地の取得等）

第五十四条の三十四 法第五百九十三条第二項に規定する政令で定める土地の取得は、次に掲げる土地の取得とする。

一及び二 略

三 法第五百八十五条第六項において準用する法第三百四十三条第七項の規定により土地の取得とみなされる同項に規定する埋立地等（次項第四号において「埋立地等」という。）の使用の開始

四く九 略

2 略

（法第七百一条の三十四第三項第十四号の施設）

第五十六条の二十九 法第七百一条の三十四第三項第十四号に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 略

二 卸売市場法第四条第一項の規定により農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場において業務を行う同法第二条第四項に規定する卸売業者の卸売の用に供する同条第一項に規定する生鮮食料品等を保管する施設で総務省令で定めるもの

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、六十三万円とする。

2 略

3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、十七万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）の数の合計数に五十万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千元を乗じて得た金額を加算した金額）とする。

2 法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

二 卸売市場法第三十九条第一号の規定により指定された場所（一時的に指定されたものを除く。）において生鮮食料品等を保管する施設

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、六十一万円とする。

2 略

3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、十六万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）の数の合計数に五十万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万円を乗じて得た金額を加算した金額）とする。

2 法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 略

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。）十分の五

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。）十分の二

三及び四 略

（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節（個人の市町村民税に関する規定並びに第四十八条の十二の二第一項、第四十

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 略

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。）十分の五

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十一万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。）十分の二

三及び四 略

（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節（個人の市町村民税に関する規定並びに第四十八条の十二の二第一項、第四十

八条の十二の三第一項及び第四十八条の十三第三十項を除く。)及び第五十七条の五の二(第七号に係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	
第五十七条の五の 二第七号	市町村民税 都民税

第五十七条の二の二 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第二十四項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額(同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。)又は個別控除対象所得税額等相当額(同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。)は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条から第五十七条の二の四まで及び第五十七条の四において同じ。)又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち租税特別措置法第六十六条の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十一項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額(以下この条において「国税の控

八条の十二の三第一項及び第四十八条の十三第三十項を除く。)及び第五十七条の五の二(第四号に係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	
第五十七条の五の 二第四号	市町村民税 都民税

第五十七条の二の二 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第二十四項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額(同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。)又は個別控除対象所得税額等相当額(同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。)は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条から第五十七条の二の四まで及び第五十七条の四において同じ。)又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち租税特別措置法第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額(以下この条において「国税の控

除額」という。)を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第二十四項に規定する法人税割額(次号において「道府県民税の法人税割額」という。)以下である場合 当該国税の控除額を超える部分の額から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

二略

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	<p>前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額(次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。)の百分の七・七に相当する額</p> <p>一 略</p> <p>二 都が法第七十二条の二十四の七第八項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に</p>

除額」という。)を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第二十四項に規定する法人税割額(次号において「道府県民税の法人税割額」という。)以下である場合 当該国税の控除額を超える部分の額から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

二略

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	<p>前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額(次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。)の百分の七・七に相当する額</p> <p>一 略</p> <p>二 都が法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に</p>

略	<p>対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額</p>

- 2 都は、法第七十二条の二十四の七第八項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。
- 一及び二 略
- 3 第三十五条の四の七第三項から第六項までの規定は、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合について準用する。

（法第七百四十七条の五の二第二項の政令で定める地方税）

第五十七条の五の二 法第七百四十七条の五の二第二項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げるものとする。

- 一及び二 略
- 三 利子等に係る道府県民税
- 四 特定配当等に係る道府県民税

略	<p>対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額</p>

- 2 都は、法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。
- 一及び二 略
- 3 第三十五条の四の六第三項から第六項までの規定は、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合について準用する。

（法第七百四十七条の五の二第二項の政令で定める地方税）

第五十七条の五の二 法第七百四十七条の五の二第二項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げるものとする。

- 一及び二 略

五 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

六〇八 略

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則(法第七十二条の二十三第二項(社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十二条の二十四の七第一項第二号(同条第六項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。))、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書(社会保険診療に係る部分に限る。))、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第三条から第八条の二まで、第八条の三から第八条の六まで、第九条第十二項、第九条の三から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十二条の二の十一、第十二条の二の十二第一項、第十二条の四から第十四条まで、第十五条の三の二から第十五条の五まで、第十五条の十二から第二十九条の八まで、第二十九条の九から第二十九条の十七まで、第二十九条の十八第一項及び第二項、第三十条の二から第三十一条の四まで、第三十二条の三並びに第三十三条の二から第五十八条までの規定とする。

附則

(還付加算金の割合の特例)

三〇五 略

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則(法第七十二条の二十三第二項(社会保険診療に係る部分に限る。))、第七十二条の二十四の七第一項第二号(同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。))、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書(社会保険診療に係る部分に限る。))、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第三条から第八条の二まで、第八条の三から第八条の六まで、第九条第十二項、第九条の三から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十二条の二の十一、第十二条の二の十二第一項、第十二条の四から第十四条まで、第十五条の三の二から第十五条の五まで、第十五条の十二から第二十九条の八まで、第二十九条の九から第二十九条の十七まで、第二十九条の十八第一項及び第二項、第三十条の二から第三十一条の四まで、第三十二条の三並びに第三十三条の二から第五十八条までの規定とする。

附則

(還付加算金の割合の特例)

第三条の二 当分の間、第九条の五第一項（第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の八の四第一項、第九条の九第一項、第九条の九の三第一項、第二十四条の二の四第一項、第二十四条の二の七第一項、第二十四条の二の九第一項、第二十八条第一項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条の九の五第一項、第四十八条の十四の四第一項、第四十八条の十四の七第一項、第四十八条の十五の二第一項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）及び第五十六条の八十八第一項に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の還付加算金特例基準割合（法附則第三条の二第四項に規定する還付加算金特例基準割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における還付加算金特例基準割合とする。

2| 前項の規定の適用がある場合における還付加算金の額の計算において、還付加算金特例基準割合が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

3| 第一項の規定の適用がある場合における還付加算金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第三条の二の二 法附則第三条の二の二に規定する政令で定める期間は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定に

第三条の二 当分の間、第九条の五第一項（第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の八の四第一項、第九条の九第一項、第九条の九の三第一項、第二十四条の二の四第一項、第二十四条の二の七第一項、第二十四条の二の九第一項、第二十八条第一項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条の九の五第一項、第四十八条の十四の四第一項、第四十八条の十四の七第一項、第四十八条の十五の二第一項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）及び第五十六条の八十八第一項に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（法附則第三条の二第一項に規定する特例基準割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合とする。

2| 前項の規定の適用がある場合における還付加算金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第三条の二の二 法附則第三条の二の二に規定する政令で定める期間は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定に

より定められる商業手形の基準割引率が年五・五パーセントを超えて定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に法附則第三条の二第二項の規定により法第六十五条第一項及び第四項、第七十二条の四十五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項に規定する延滞金の割合を法附則第三条の二第二項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）とする。ただし、法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期限若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限又は法第七十二条の二十五第三項又は第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延長された法第七十二条の二十五第三項又は第五項に規定する申告書の提出期限が当該年五・五パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る申告基準日（法人税額の課税標準の算定期間若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日（その日が民法第四百十二条に規定する休日又は第六条の十八第二項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。以下この条において同じ。）が特例期間内に到来する場合には、これらの

より定められる商業手形の基準割引率が年五・五パーセントを超えて定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に法附則第三条の二第二項の規定により法第六十五条第一項及び第四項、第七十二条の四十五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項に規定する延滞金の割合を法附則第三条の二第二項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）とする。ただし、法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期限若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限又は法第七十二条の二十五第三項又は第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延長された法第七十二条の二十五第三項又は第五項に規定する申告書の提出期限が当該年五・五パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る申告基準日（法人税額の課税標準の算定期間若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日（その日が民法第四百十二条に規定する休日又は第六条の十八第二項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。以下この条において同じ。）が特例期間内に到来する場合には、これらの

道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る法第六十五条、第七十二条の四十五の二又は第三百二十七条の規定による延滞金にあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日からこれらの延長された申告書の提出期限までの期間とする。

2 略

(法人の事業税の課税標準の特例)

第六条の二 法附則第九条第七項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から第二十条の二の二十二第一号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除して得た金額とする。

2及び3 略

4 法附則第九条第十六項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、これらの規定に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二条の二第一項第一号イ又は第三号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち事業税を課されない事業及び法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業以外の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る法第六十五条、第七十二条の四十五の二又は第三百二十七条の規定による延滞金にあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日からこれらの延長された申告書の提出期限までの期間とする。

2 略

(法人の事業税の課税標準の特例)

第六条の二 法附則第九条第七項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から第二十条の二の二十一第一号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除して得た金額とする。

2及び3 略

4 法附則第九条第十六項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、これらの規定に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち事業税を課されない事業及び法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業以外の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

5 第二十条の二の二十第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

6 法附則第九条第十九項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する廃炉等実施認定事業者が同項に規定する小売電気事業者又は同項に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十五条の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭として交付を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

7 法附則第九条第二十項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が、同項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行つた電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合において、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額とする。

8 法附則第九条第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項にお

5 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

6 法附則第九条第十八項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第六条第一項の規定により法附則第九条第十八項に規定する対象特定実用発電用原子炉設置者が同項に規定する使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭として当該対象特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額とする。

7 法附則第九条第二十項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する廃炉等実施認定事業者が同項に規定する小売電気事業者又は同項に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十五条の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭として交付を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

8 法附則第九条第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が、同項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行つた電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合において、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額とする。

9 法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項にお

いて同じ。)又は特定吸収分割承継会社(同条第二十一項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。)が同条第二十一項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引(特定吸収分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。)のうち同項に規定する総務省令で定めるもの(以下この項において「特定取引」という。)を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

9 法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額とする。

(譲渡割に係る徴収取扱費の支払)

第六条の十一 道府県は、毎年度、法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費として、次に掲げる各期間(以下この条及び次条において「徴収取扱費算定期間」という。)ごとに、当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等(同条に規定する還付金等

いて同じ。)又は特定吸収分割承継会社(同条第二十二項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。)が同条第二十二項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引(特定吸収分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。)のうち同項に規定する総務省令で定めるもの(以下この項において「特定取引」という。)を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

10 法附則第九条第二十三項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額とする。

(譲渡割に係る徴収取扱費の支払)

第六条の十一 道府県は、毎年度、法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費として、次に掲げる各期間(以下この条及び次条において「徴収取扱費算定期間」という。)ごとに、当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等(同条に規定する還付金等

をいう。以下この条において同じ。)が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の二十二分の十に相当する額(次条において「徴収取扱費基礎額」という。)に百分の〇・五五を乗じて得た金額を、総務省令で定めるところにより、国に支払うものとする。

一〇四 略

2 略

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

)

第七条 略

2510 略

11 法附則第十一条第九項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める不動産は、当該施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐

をいう。以下この条において同じ。)が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の二十二分の十に相当する額(次条において「徴収取扱費基礎額」という。)に百分の〇・六〇を乗じて得た金額を、総務省令で定めるところにより、国に支払うものとする。

一〇四 略

2 略

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

)

第七条 略

2510 略

11 法附則第十一条第八項に規定する家屋で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋で、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとする。

12 法附則第十一条第十項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める不動産は、当該施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐

車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

- 12| 法附則第十一条第十項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものは、農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

- 13| 法附則第十一条第十項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第九号、第十三号又は第十四号に掲げるものの貸付けを受けて取得する施設以外の施設であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 法附則第十一条第十項の資金（次号に規定する資金を除く。）の貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は事業協同組合（事業協同組合にあつては、木材に関する事業を行うものに限る。）が保管、生産又は加工の用に供する家屋

二 略

- 14| 法附則第十一条第十一項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する貸家住宅とする。

一 四 略

車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

- 13| 法附則第十一条第十一項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものは、農業近代化資金融通法 第二条第三項に規定する農業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

- 14| 法附則第十一条第十一項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第九号、第十三号又は第十四号に掲げるものの貸付けを受けて取得する施設以外の施設であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 法附則第十一条第十一項の資金（次号に規定する資金を除く。）の貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は事業協同組合（事業協同組合にあつては、木材に関する事業を行うものに限る。）が保管、生産又は加工の用に供する家屋

二 略

- 15| 法附則第十一条第十二項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する貸家住宅とする。

一 四 略

15) 法附則第十一条第十一項の規定により読み替えて適用される法第七十三條の第十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上二百平方メートル以下のものとする。

16) 法附則第十一条第十二項に規定する契約のうち政令で定めるものは、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項第二号に掲げる契約（第一号イ及び第二号イにおいて「事業契約」という。）の内容として、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められているものとする。

一 法附則第十一条第十二項に規定する小規模不動産特定共同事業者及び同項第一号に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）（イ及びロにおいて「小規模不動産特定共同事業者等」という。） 次に掲げる全ての事項

イ 小規模不動産特定共同事業者等による事業契約に係る不動産取引の目的となる法附則第十一条第十二項第一号に定める不動産の取得（同号ロに掲げる土地の地上権又は賃借権の取得を含む。ロ及びハにおいて「小規模対象不動産の取得等」という。）は、当該事業契約締結後に行うものであること。

ロ 略

ハ 法附則第十一条第十二項第一号イに掲げる家屋について、小規模対象不動産の取得等後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

16) 法附則第十一条第十二項の規定により読み替えて適用される法第七十三條の第十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上二百平方メートル以下のものとする。

17) 法附則第十一条第十三項に規定する契約のうち政令で定めるものは、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項第二号に掲げる契約（第一号イ及び第二号イにおいて「事業契約」という。）の内容として、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められているものとする。

一 法附則第十一条第十三項に規定する小規模不動産特定共同事業者及び同項第一号に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）（イ及びロにおいて「小規模不動産特定共同事業者等」という。） 次に掲げる全ての事項

イ 小規模不動産特定共同事業者等による事業契約に係る不動産取引の目的となる法附則第十一条第十三項第一号に定める不動産の取得（同号ロに掲げる土地の地上権又は賃借権の取得を含む。ロ及びハにおいて「小規模対象不動産の取得等」という。）は、当該事業契約締結後に行うものであること。

ロ 略

ハ 法附則第十一条第十三項第一号イに掲げる家屋について、小規模対象不動産の取得等後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

二略

二 法附則第十一条第十二項に規定する特例事業者（小規模特例事業者を除く。）及び同項に規定する特定適格特例投資家限定事業者（イ及びロにおいて「特定特例事業者等」という。） 次に掲げる全ての事項

イ 特定特例事業者等による事業契約に係る不動産取引の目的となる法附則第十一条第十二項第二号に定める不動産（ハにおいて「特例対象不動産」という。）の取得は、当該事業契約締結後に行うものであること。

ロ 特定特例事業者等が、法附則第十一条第十二項二号イに掲げる土地及び同号ハに掲げる特定家屋又は同号ニに掲げる家屋及び同号ホに掲げる土地を取得するものであること。

ハ 次に掲げる特例対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

項
(1) 法附則第十一条第十二項二号ハに掲げる特定家屋 同号イに掲げる土地の取得後二年以内に当該特定家屋の新築に着手すること。

(2) 法附則第十一条第十二項二号ニに掲げる家屋 当該家屋及び同号ホに掲げる土地の取得後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

二 法附則第十一条第十二項二号イに掲げる土地及び同号ハに掲げる特定家屋又は同号ニに掲げる家屋（増築、改築、修繕又は模様替後のものに限る。）及び同号ホに掲げる土地は、当該新築又は当該

二略

二 法附則第十一条第十三項に規定する特例事業者（小規模特例事業者を除く。）及び同項に規定する特定適格特例投資家限定事業者（イ及びロにおいて「特定特例事業者等」という。） 次に掲げる全ての事項

イ 特定特例事業者等による事業契約に係る不動産取引の目的となる法附則第十一条第十三項第二号に定める不動産（ハにおいて「特例対象不動産」という。）の取得は、当該事業契約締結後に行うものであること。

ロ 特定特例事業者等が、法附則第十一条第十三項二号イに掲げる土地及び同号ハに掲げる特定家屋又は同号ニに掲げる家屋及び同号ホに掲げる土地を取得するものであること。

ハ 次に掲げる特例対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

項
(1) 法附則第十一条第十三項二号ハに掲げる特定家屋 同号イに掲げる土地の取得後二年以内に当該特定家屋の新築に着手すること。

(2) 法附則第十一条第十三項二号ニに掲げる家屋 当該家屋及び同号ホに掲げる土地の取得後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

二 法附則第十一条第十三項二号イに掲げる土地及び同号ハに掲げる特定家屋又は同号ニに掲げる家屋（増築、改築、修繕又は模様替後のものに限る。）及び同号ホに掲げる土地は、当該新築又は当該

増築、改築、修繕若しくは模様替後十年以内に譲渡をすること。

ホ 略

17| 法附則第十一条第十二項第一号イに規定する政令で定める用途は、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（第二十項）において「路外駐車場」という。）、学校、病院、介護施設（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設をいう。第二十項において同じ。）、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であることとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除くものとする。

18| 法附則第十一条第十二項第一号イに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされた家屋とする。

一及び二 略

19| 法附則第十一条第十二項第二号イ及びビロに規定する建替えが必要な家屋として政令で定めるもの並びに同号ニに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する家屋とする。

一及び二 略

増築、改築、修繕若しくは模様替後十年以内に譲渡をすること。

ホ その他国土交通大臣が総務大臣と協議して定める事項

18| 法附則第十一条第十三項第一号イに規定する政令で定める用途は、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（第二十一項）において「路外駐車場」という。）、学校、病院、介護施設（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設をいう。第二十一項において同じ。）、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であることとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除くものとする。

19| 法附則第十一条第十三項第一号イに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされた家屋とする。

一及び二 略

20| 法附則第十一条第十三項第二号イ及びビロに規定する建替えが必要な家屋として政令で定めるもの並びに同号ニに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する家屋とする。

一及び二 略

20 法附則第十一条第十二項第二号イに規定する都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものは、耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）のうち、建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものであつて、当該家屋の用途が、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、路外駐車場、学校、病院、介護施設、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除く。）であることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

21 法附則第十一条第十三項に規定する不動産で政令で定めるものは、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産以外の不動産とする。

22 法附則第十一条第十四項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものは、同項に規定する低未利用土地のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 法附則第十一条第十四項に規定する低未利用土地権利設定等促進計

21 法附則第十一条第十三項第二号イに規定する都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものは、耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）のうち、建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものであつて、当該家屋の用途が、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、路外駐車場、学校、病院、介護施設、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除く。）であることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

22 法附則第十一条第十四項に規定する不動産で政令で定めるものは、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産以外の不動産とする。

23 法附則第十一条第十五項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものは、同項に規定する低未利用土地のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 法附則第十一条第十五項に規定する低未利用土地権利設定等促進計

画に記載された当該低未利用土地の都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十九条の十五第二項第五号に規定する利用目的が同法第四十六条第二十六項に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものの用に供するためのものであること。

二 法附則第十一条第十四項に規定する者が当該低未利用土地を取得した日前十年の期間内に都市再生特別措置法第八十一条第十五項に規定する権利設定等（相続又は遺贈による権利の移転を除く。）が行われなかつたものであること。

23| 法附則第十一条第十五項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

一 四 略

（法附則第十一条の四第三項の貸家住宅等）

第九條の二 法附則第十一条の四第三項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、附則第七条第十四項に規定する貸家住宅とする。

2 法附則第十一条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区分された一の部分で政令で定めるものは、附則第七条第十五項に規定する一の部分とする。

（贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予）

第十條 略

画に記載された当該低未利用土地の都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十九条の六第二項第五号に規定する利用目的が同法第四十六条第十七項に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものの用に供するためのものであること。

二 法附則第十一条第十五項に規定する者が当該低未利用土地を取得した日前十年の期間内に都市再生特別措置法第八十一条第十項に規定する権利設定等（相続又は遺贈による権利の移転を除く。）が行われなかつたものであること。

24| 法附則第十一条第十六項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

一 四 略

（法附則第十一条の四第三項の貸家住宅等）

第九條の二 法附則第十一条の四第三項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、附則第七条第十五項に規定する貸家住宅とする。

2 法附則第十一条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区分された一の部分で政令で定めるものは、附則第七条第十六項に規定する一の部分とする。

（贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予）

第十條 略

2及び3 略

4 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項、第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項に係る部分に限る。）、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第五項並びに第九十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十三条第五項		略
第九十六条第一項	利子税の 延滞金の 利子税等（利子税、延滞税及び還付加算金をいう。次項において同じ。）	延滞金の 延滞金
計算した割合及び加算した割合（平均貸付割合及び延滞税特例基準割合を除く。）	計算した割合	

2及び3 略

4 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項、第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項に係る部分に限る。）、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第五項並びに第九十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十三条第五項		略
	利子税 延滞金	

第九十六条第二項	利子税等	延滞金
----------	------	-----

5～26 略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十条の二の二 略

2～6 略

7 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

略

略

8～11 略

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 略

2～8 略

第九十六条	利子税等(利子税、延滞税及び還付加算金をいう。)	延滞金
-------	--------------------------	-----

5～26 略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十条の二の二 略

2～6 略

7 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

略

電気供給業	汽力発電装置の助燃(軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。)の用途
-------	---

8～11 略

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 略

2～8 略

9 法附則第十五条第六項に規定する地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者が取得した償却資産で総務省令で定めるもの（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）及び首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）並びにこれらに基づく命令以外の法令により当該償却資産の設置義務を負う者が当該設置義務に基づき取得するものを除く。）とする。

10
～
20
略

9 法附則第十五条第六項に規定する地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条各号 に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者が取得した償却資産で総務省令で定めるもの（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及びこれに

基づく命令以外の法令により当該償却資産の設置義務を負う者が当該設置義務に基づき取得するものを除く。）とする。

10
～
20
略

21 法附則第十五条第二十項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの用に供する土地及び構築物並びにこれらの土地によつて囲まれる土地

二 成田国際空港株式会社法第五条第一項第二号に規定する航空保安施設の用に供する固定資産

22 法附則第十五条第二十一項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋

21| 法附則第十五条第二十項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 三 略

22| 法附則第十五条第二十項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

23| 法附則第十五条第二十一項に規定する政令で定める者は、その基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。）に準ずるもので総務大臣が指定するもの（次項において「準指定法人」という。）から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

24| 法附則第十五条第二十一項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、指定法人及び準指定法人とする。

及び償却資産で、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

23| 法附則第十五条第二十二項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 三 略

24| 法附則第十五条第二十二項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

25| 法附則第十五条第二十三項に規定する政令で定める者は、その基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。）に準ずるもので総務大臣が指定するもの（次項において「準指定法人」という。）から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

26| 法附則第十五条第二十三項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、指定法人及び準指定法人とする。

27| 法附則第十五条第二十四項に規定する政令で定める固定資産は、次に

掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 宿舍の用に供する固定資産

二 職員の福利及び厚生の用に供する固定資産

三 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付けている固定資産

四 職員の研修の用に供する固定資産

五 日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第三項に規定する業務（貨物自動車運送事業法第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業の業務を除く。）の用に専ら供する固定資産

六 遊休状態にある土地及び家屋（日本郵便株式会社法第四条第一項（第三号及び第五号に係る部分を除く。）、第二項及び第三項に規定する業務の用に供するもの（前各号に掲げるもの以外のものに限る。）として建設計画が確定しているものを除く。）

25 法附則第十五条第二十四項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

26 法附則第十五条第二十五項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するも

28 法附則第十五条第二十七項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

29 法附則第十五条第二十八項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するも

のとする。

27| 法附則第十五条第二十五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

28| 法附則第十五条第二十六項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸（改良されたものにあつては、当該改良によつて高さを増したものに限る。）、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

29| 法附則第十五条第二十八項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の同条第二十七項に規定する協定避難用部分又は同項に規定する指定避難施設避難用部分への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

30| 法附則第十五条第二十九項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 及び二 略

31| 法附則第十五条第二十九項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

32| 法附則第十五条第二十九項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の

のとする。

30| 法附則第十五条第二十八項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

31| 法附則第十五条第二十九項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸（改良されたものにあつては、当該改良によつて高さを増したものに限る。）、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

32| 法附則第十五条第三十一項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の同条第三十項に規定する協定避難用部分又は同項に規定する指定避難施設避難用部分への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

33| 法附則第十五条第三十二項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 及び二 略

34| 法附則第十五条第三十二項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

35| 法附則第十五条第三十二項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の

用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。

一 第三十項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停車場設備

二 第三十項第二号に掲げる事業により取得したプラットホームからの転落を防止するための設備及び停車場設備

33| 法附則第十五条第三十三項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積みの貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。

一 第三十三項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停車場設備

二 第三十三項第二号に掲げる事業により取得したプラットホームからの転落を防止するための設備及び停車場設備

36| 法附則第十五条第三十六項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積みの貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

37| 法附則第十五条第三十九項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、機械及び装置で一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。以下この項において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が四千万円以上のもの並びに器具及び備品（専ら研究開発に関する事業の用に供されるものとして総務省令で定めるものに限る。）で一台又は一基の取得価額が二千万円以上のものとする。

38| 法附則第十五条第四十項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で

34| 法附則第十五条第三十五項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものは、護岸、岸壁及び物揚場とする。

35| 法附則第十五条第三十六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 略

36| 法附則第十五条第三十六項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路その他これに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 六 略

37| 法附則第十五条第三十八項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする。

38| 法附則第十五条第三十九項に規定する土地で政令で定めるものは、同項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土地とする。

39| 法附則第十五条第四十項に規定する特定電気通信設備で政令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者（以下この項において「電気通信事業者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める特定電気通信設備（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設備をいい、専ら電磁的記録（法第二十二條の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）として記録された情報につ

定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。

39| 法附則第十五条第四十一項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものは、護岸、岸壁及び物揚場とする。

40| 法附則第十五条第四十二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 略

41| 法附則第十五条第四十二項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路その他これに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 六 略

42| 法附則第十五条第四十四項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする。

43| 法附則第十五条第四十五項に規定する土地で政令で定めるものは、同項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土地とする。

44| 法附則第十五条第四十六項に規定する特定電気通信設備で政令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者（以下この項において「電気通信事業者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める特定電気通信設備（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設備をいい、専ら電磁的記録（法第二十二條の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）として記録された情報につ

て複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）とする。

一 法附則第十五条第四十項に規定する総務省令で定める地域（以下この項において「設置促進地域」という。）内に設置された施設及び設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第四十項に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。）を行う電気通信事業者当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特定電気通信設備で、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの（当該特定電気通信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）

二 略

40| 法附則第十五条第四十一項に規定する先端設備等に該当する機械装置等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）。次号及び第三号に

て複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）とする。

一 法附則第十五条第四十六項に規定する総務省令で定める地域（以下この項において「設置促進地域」という。）内に設置された施設及び設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第四十六項に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。）を行う電気通信事業者当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特定電気通信設備で、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの（当該特定電気通信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）

二 略

45| 法附則第十五条第四十七項に規定する先端設備等に該当する機械装置等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする）。次号及び第三号に

において同じ。)の取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。)が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

二〇四 略

41) 法附則第十五条第四十一項に規定する中小事業者等が同項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)について同条第四十一項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を市町村長(当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該機械装置等の価格等(同条第一項に規定する価格等をいう。))を決定する総務大臣又は道府県知事)に提出しなければならない。

42) 法附則第十五条第四十二項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法第四十六条第二十六項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものの用に供する土地及び償却資産のうち、法附則第十五条第四十二項に規定する都市再生推進法人が有料で借り受けたもの以外のものとする。

43) 法附則第十五条第四十三項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する帰還環境整備推進法人が有料で借り受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。

44) 法附則第十五条第四十四項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第十九条第一項に規定する使用

において同じ。)の取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。)が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

二〇四 略

46) 法附則第十五条第四十七項に規定する中小事業者等が同項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)について同条第四十七項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を市町村長(当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該機械装置等の価格等(同条第一項に規定する価格等をいう。))を決定する総務大臣又は道府県知事)に提出しなければならない。

47) 法附則第十五条第四十八項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法第四十六条第二十七項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものの用に供する土地及び償却資産のうち、法附則第十五条第四十八項に規定する都市再生推進法人が有料で借り受けたもの以外のものとする。

48) 法附則第十五条第四十九項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する帰還環境整備推進法人が有料で借り受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。

49) 法附則第十五条第五十項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第十九条第一項に規定する使用

権設定土地の面積の同法第十条第一項に規定する事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である場合（当該事業区域の面積が五百平方メートル未満である場合を除く。）には、当該使用権設定土地及び当該使用権設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。）のうち、法附則第十五条第四十四項に規定する土地使用権を取得した者が有料で借り受けたもの以外のものとする。

45] 法附則第十五条第四十五項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）

二 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

三 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

四 森林組合又は森林組合連合会

五 協業組合又は出資組合である商工組合

46] 法附則第十五条第四十五項に規定する資金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金 政府又は都道府県の利子補給に係るもの

二 漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金 政府又は都道府県の利子補給に係るもの

三 林業・木材産業改善資金助成法（昭和三十五年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金 同法第三条第一項又

権設定土地の面積の同法第十条第一項に規定する事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である場合（当該事業区域の面積が五百平方メートル未満である場合を除く。）には、当該使用権設定土地及び当該使用権設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。）のうち、法附則第十五条第五十項に規定する土地使用権を取得した者が有料で借り受けたもの以外のものとする。

は第二項の規定による政府の助成に係るもの（林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入に必要なものを除く。）

四 沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金 沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第三号から第六号まで、第九号、第十一号から第十四号まで及び第十七号に掲げる資金以外のもの

47 法附則第十五条第四十五項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。）のうち、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が三百三十万円以上のものであるとする。

48 法附則第十五条第四十六項に規定する政令で定める法人は、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）とする。

49 法附則第十五条第四十六項に規定する機械装置等で政令で定めるものは、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）が三十万円以上三百三十万円以

下のもの

二 器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上六百万円以下のもの

三 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が三十万円以上六百万円以下のもの

50 四 構築物 一の構築物の取得価額が三十万円以上二千万円以下のもの
法附則第十五条第四十八項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産で総務省令で定めるものとする。

51 法附則第十五条第四十九項に規定する償却資産で政令で定めるものは、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）の合計額が三億円以下のものとする。

（前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等）

第十五条 法附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第十九条、第十九条の三、第十九条の四、第二十一条、第二十一条の二、第二十五条、第二十五条の三から第二十七条の二まで、第二十七条の四又は第二十七条の四の二の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

一 十六 略

十七 法附則第二十六条第一項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額に、法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定に定める率を乗じて得た額

（前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等）

第十五条 法附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第十九条、第十九条の三、第十九条の四、第二十一条、第二十一条の二、第二十五条、第二十五条の三から第二十七条の二まで、第二十七条の四又は第二十七条の四の二の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

一 十六 略

十七 法附則第二十六条第一項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額に、法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定に定める率を乗じて得た額

十八〜二十 略

2〜5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六条の二の十一 略

2 法附則第三十三条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下この節において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）
	山林所得金額	
第七條の三の第	山林所得金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額	
四第二項		

十八〜二十 略

2〜5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六条の二の十一 略

2 法附則第三十三条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下この節において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）
	山林所得金額	
第七條の二の二第二項、第七條の三第一項、第七條の三の四第二項	山林所得金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額	

並びに第七 条の第十三第 一項及び第 二項第二号 ロ	略	略
<p>3 略</p> <p>4 法附則第三十三条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
第四十六条 の二の第二 二項	山林所得金額 略	山林所得金額並びに法附則 第三十三条の二第五項に規 定する上場株式等に係る配 当所得等の金額（以下この 節において「上場株式等に 係る配当所得等の金額」と いう。）
	山林所得金額	山林所得金額並びに上場株 式等に係る配当所得等の金 額

並びに第七 条の第十三第 一項及び第 二項第二号 ロ	略	略
<p>3 略</p> <p>4 法附則第三十三条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
第四十六条 の二の第二 二項、第四 十六條の二 の三第一項	山林所得金額 略	山林所得金額並びに法附則 第三十三条の二第五項に規 定する上場株式等に係る配 当所得等の金額（以下この 節において「上場株式等に 係る配当所得等の金額」と いう。）
	山林所得金額	山林所得金額並びに上場株 式等に係る配当所得等の金 額

第四十六條 の四第二項 並びに第 四十八條の 六第一項及 び第二項第 二號口	略
--	---

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六條の三 略

2 略

3 法附則第三十三條の三第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の二 の二第二項	山林所得金額	略	山林所得金額並びに法附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額(以下この節において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)
----------------	--------	---	--

第四十六條 の四第二項 並びに第 四十八條の 六第一項及 び第二項第 二號口	略
--	---

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六條の三 略

2 略

3 法附則第三十三條の三第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の二 第二項	山林所得金額	略	山林所得金額並びに法附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額(以下この節において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)
--------------	--------	---	--

七条の三の 第 四第二項 並びに第七 条の第十三 一項及び第 二項第二号 ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに土地等に 係る事業所得等の金額
	略	略

4及び5 略

6 法附則第三十三条の三第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十六条 の二の二第 二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則 第三十三条の三第五項に規 定する土地等に係る事業所 得等の金額（以下この節に おいて「土地等に係る事業 所得等の金額」という。）
	略	略

第七條の二 の二第二項 、第七條の 三第一項、 第七條の三 の四第二項 並びに第七 條の第十三 一項及び第 二項第二号 ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに土地等に 係る事業所得等の金額
	略	略

4及び5 略

6 法附則第三十三条の三第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十六条 の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則 第三十三条の三第五項に規 定する土地等に係る事業所 得等の金額（以下この節に おいて「土地等に係る事業 所得等の金額」という。）
	略	略

略	第四十六條 の第二項 並びに第 四十八條の 六第一項及 び第二項第 二号ロ	山林所得金額
		山林所得金額並びに土地等に 係る事業所得等の金額

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十七条 法附則第三十四条第二項の規定により法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除する場合において、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額のうち、租税特別措置法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項の規定の適用に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該他の部分の金額から控除し、なお控除することができない当該損失の金

略	第四十六條 の二の第二 項、第四 十六條の二 の三第一項 、第四十六 條の四第二 項並びに第 四十八條の 六第一項及 び第二項第 二号ロ	山林所得金額
		山林所得金額並びに土地等に 係る事業所得等の金額

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十七条 法附則第三十四条第二項の規定により法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除する場合において、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額のうち、租税特別措置法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定の適用に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該他の部分の金額から控除し、なお控除することができない当該損失の金

額があるときは、これを順次同項又は同法第三十四条の三第一項、第三十五条の二第二項、第三十四条の二第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定の適用に係る部分の金額から控除する。

2 法附則第三十四条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>法第四十五条の二第一項第一号</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した</p>
-----------------------	-----------------	---

額があるときは、これを順次同法第三十四条の三第一項、第三十五条の二第二項、第三十四条の二第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十三条の四第一項の規定の適用に係る部分の金額から控除する。

2 法附則第三十四条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>法第四十五条の二第一項第一号</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した</p>
-----------------------	-----------------	--

略	第七條の二 の二第二項	山林所得金額	金額)
	山林所得金額並びに法附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額(以下この節において「長期譲渡所得の金額」という。)	山林所得金額並びに長期譲渡所得の金額	

3 法附則第三十四條第五項の規定により法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除する場合において、法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額のうち租税特別措置法第三十三條の四第一項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の

略	第七條の二 第二項	山林所得金額	金額)
	山林所得金額並びに長期譲渡所得の金額	山林所得金額並びに法附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額(以下この節において「長期譲渡所得の金額」という。)	

3 法附則第三十四條第五項の規定により法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除する場合において、法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額のうち租税特別措置法第三十三條の四第一項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十五條の

二第一項又は第三十五条の三第一項の規定の適用に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該部分の金額から控除し、なお控除することができない当該損失の金額があるときは、これを順次同項又は同法第三十四条の三第一項、第三十五条の二第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定の適用に係る部分の金額から控除する。

4 法附則第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十七 七条の二第 一項第一号	又は山林所得金額	略
		若しくは山林所得金額又は長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三

の二第一項 の規定の適用に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該部分の金額から控除し、なお控除することができない当該損失の金額があるときは、これを順次 同法第三十四条の三第一項、第三十五条の二第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十三条の四第一項 の規定の適用に係る部分の金額から控除する。

4 法附則第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十七 七条の二第 一項第一号	又は山林所得金額	略
		若しくは山林所得金額又は長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に

略	第四十六條の二の二第二項 並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額（以下この節において「長期譲渡所得の金額」という。）	十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額
		山林所得金額並びに長期譲渡所得の金額	山林所得金額並びに長期譲渡所得の金額	山林所得金額並びに法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額（以下この節において「長期譲渡所得の金額」という。）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に

略	第四十六條の二の二第二項、第四十六條の三第一項、第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額（以下この節において「長期譲渡所得の金額」という。）	十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額
		山林所得金額並びに長期譲渡所得の金額	山林所得金額並びに長期譲渡所得の金額	山林所得金額並びに法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額（以下この節において「長期譲渡所得の金額」という。）

係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十七条の二 法附則第三十四条の二第二項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情は、同項の譲渡に係る土地等の買取りをする租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業（以下この項及び第四項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める事由により法附則第三十四条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号に規定する開発許可、同項第十四号ハの都道府県知事の認定、同項第十五号ニの都道府県知事若しくは市町村長の認定又は同項第十六号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅に係る建築基準法第七条第五項若しくは第七条の二第五項に規定する検査済証の交付（以下この条において「開発許可等」という。）を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた事情（当該土地等の譲渡について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項の税務署長の承認を受けた事情がある場合には、当該事情）とする。

一 租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項第一号から第三号までに掲げる事業 当該各号に定める事由

二 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規

係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十七条の二 法附則第三十四条の二第二項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情は、同項の譲渡に係る土地等の買取りをする租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業（以下この項及び第四項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める事由により法附則第三十四条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号ロに規定する開発許可若しくは認可、同項第十四号ハの都道府県知事の認定、同項第十五号ニの都道府県知事若しくは市町村長の認定又は同項第十六号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅に係る建築基準法第七条第五項若しくは第七条の二第五項に規定する検査済証の交付（以下この条において「開発許可等」という。）を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた事情（当該土地等の譲渡について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十四項の税務署長の承認を受けた事情がある場合には、当該事情）とする。

一 租税特別措置法施行令第二十条の二第二十四項第一号から第四号までに掲げる事業 当該各号に定める事由

二 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規

定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間の末日から同日以後二年（租税特別措置法施行令第二十条の第二十三項第一号又は第二号）に掲げる事業（

その造成に係る

住宅建設の用に供される一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限る。）にあつては、四年）を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として市町村長が認定した日（当該事業について、租税特別措置法施行令第二十条の第二十四項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日（次項において「当初認定日の属する年の末日」という。）とする。

3 第一項第一号に掲げる事業（当該事業につき同号に定める事由により同項の承認を受けた事情があるものに限る。）につき、災害等が生じたことにより、又は当該事業が租税特別措置法施行令第二十条の第二十五項に規定する大規模住宅地等開発事業であることにより、当初認定日の属する年の末日までに当該事業に係る開発許可等を受けることが困難であると認められるとして総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けた事情（当該事業について、同項の税務署長の承認を受けた事情がある場合には、当該事情）があるときは、法附則第三十四条の第二項に規定する政令で定める日は、前項の規定にかかわらず、当該当初認定日の属する年の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日と

定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間の末日から同日以後二年（租税特別措置法施行令第二十条の第二十四項第一号から第三号までに掲げる事業（同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限るものとし、同項第二号又は第三号に掲げる事業にあつてはその造成に係る住宅建設の用に供される一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限る。）にあつては、四年）を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として市町村長が認定した日（当該事業について、同令第二十条の第二十五項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日（次項において「当初認定日の属する年の末日」という。）とする。

3 第一項第一号に掲げる事業（当該事業につき同号に定める事由により同項の承認を受けた事情があるものに限る。）につき、災害等が生じたことにより、又は当該事業が租税特別措置法施行令第二十条の第二十六項に規定する大規模住宅地等開発事業であることにより、当初認定日の属する年の末日までに当該事業に係る開発許可等を受けることが困難であると認められるとして総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けた事情（当該事業について、同項の税務署長の承認を受けた事情がある場合には、当該事情）があるときは、法附則第三十四条の第二項に規定する政令で定める日は、前項の規定にかかわらず、当該当初認定日の属する年の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日と

して市町村長が認定した日（当該事業について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十五項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日とする。

4 法附則第三十四条の二第九項に規定する政令で定める場合は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき同項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により同条第二項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十六項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とし、法附則第三十四条の二第九項に規定する政令で定める日は、同条第二項に規定する予定期間の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができるの見込まれる日として市町村長が認定した日（当該確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十六項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日とする。

（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）

第十七条の二の二 法附則第三十四条の二の二に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法

して市町村長が認定した日（当該事業について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十六項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日とする。

4 法附則第三十四条の二第九項に規定する政令で定める場合は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき同項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により同条第二項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十七項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とし、法附則第三十四条の二第九項に規定する政令で定める日は、同条第二項に規定する予定期間の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができるの見込まれる日として市町村長が認定した日（当該確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十七項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日とする。

（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）

第十七条の二の二 法附則第三十四条の二の二に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法

附則第三十四条の二第二項又は第五項に規定する期間の末日が平成七年十二月三十一日である場合（これらの規定の適用によりこれらの規定に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。）であつて、当該事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該事業につき阪神・淡路大震災による被害により同月三十一日までに前条第一項に規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成七年政令第二十九号）第十四条第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とする。

2 略

（短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十七条の三 略

2 略

3 法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額と法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額とがある場合における法第三十四条第十一項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

4 法附則第三十五条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

附則第三十四条の二第二項又は第五項に規定する期間の末日が平成七年十二月三十一日である場合（これらの規定の適用によりこれらの規定に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。）であつて、当該事業を行う個人又は法人が、自治省令で定めるところにより、当該事業につき阪神・淡路大震災による被害により同月三十一日までに前条第一項に規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成七年政令第二十九号）第十四条第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とする。

2 略

（短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十七条の三 略

2 略

3 法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額と法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額とがある場合における法第三十四条第十二項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

4 法附則第三十五条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

る字句とする。

略	第七條の二 の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五條第一項に規定する短期譲渡所得の金額（以下この節において「短期譲渡所得の金額」という。）
	第七條の三の 四第二項 並びに第七 條の十三第 一項及び第 二項第二号 ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに短期譲渡所得の金額

5及び6 略

7 法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額と法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額とがある場合における法第三十四條の二第十一項の規定の適用については、同項中「総所得金額

る字句とする。

略	第七條の二 第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五條第一項に規定する短期譲渡所得の金額（以下この節において「短期譲渡所得の金額」という。）
	第七條の二 の二第二項 、第七條の 三第一項、 第七條の三 の四第二項 並びに第七 條の十三第 一項及び第 二項第二号 ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに短期譲渡所得の金額

5及び6 略

7 法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額と法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額とがある場合における法第三十四條の二第十二項の規定の適用については、同項中「総所得金額

「とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

8 法附則第三十五条第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十六条の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（以下この節において「短期譲渡所得の金額」という。）
	山林所得金額	山林所得金額並びに短期譲渡所得の金額

「とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

8 法附則第三十五条第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（以下この節において「短期譲渡所得の金額」という。）
	山林所得金額	山林所得金額並びに短期譲渡所得の金額

二 号 口	略
-------------	---

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十八条 略
2及び3 略

4 法附則第三十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の二 の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この節において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)
略	山林所得金額	山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額

二 号 口	略
-------------	---

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十八条 略
2及び3 略

4 法附則第三十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の二 第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この節において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)
略	山林所得金額	山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額

四第二項 並びに第七 条の第十三第 一項及び第 二項第二号	略
---	---

5
5
7
略

8 法附則第三十五条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十六条 の二の二第 二項	山林所得金額	略
山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この節において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）	山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額

の四第二項 並びに第七 条の第十三第 一項及び第 二項第二号	略
--	---

5
5
7
略

8 法附則第三十五条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十六条 の二の二第 二項、第四 十六条の二	山林所得金額	略
山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この節において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）	山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額

第四十六条 の四第二項 並びに第 四十八条の 六第一項及 び第二項第 二号ロ	略
--	---

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 略

259 略

10 法附則第三十五条の二の六第一項又は第五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第一項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一 三 略

四 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される

第七条の二の二第二項、第七

条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

11 法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、次の

の三第一項 、第四十六 条の四第二 項並びに第 四十八条の 六第一項及 び第二項第 二号ロ	略
--	---

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 略

259 略

10 法附則第三十五条の二の六第一項又は第五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第一項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一 三 略

四 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される

第七条の二第二項、第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七

条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

11 法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、次の

各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～三 略

四 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される 第七条の二の二第二

二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号

ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号

12
～
21 略

22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一～四 略

五 附則第十六条の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される 第四十六条の二の二第二項

、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号

六 略

23 略

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～三 略

四 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される 第七条の二第二項、第七

条の三の四第二項、第七条の九第二号

ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号

12
～
21 略

22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一～四 略

五 附則第十六条の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される 第四十六条の二第二項、第四十六

条の三第一項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号

六 略

23 略

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一〇四 略

五 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される 第四十六条の

二の二第二項、第四十六条の四第二項、

第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六
第一項及び第二項第二号ロ

六 略

25及び26 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 法附則第三十五条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第三十五条の三第一項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(同項)に規定する払込みをいう。以下この条において同じ。)により取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした日として総務省令で定める日において、総務省令で定める方法により判定した場合に当該特定株式を発行した特定中小会社(同項に規定する特定中小会社をいう。以下この項及び第十七項において同じ。)が法人税法第二条第十号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として総務省令で定める者

二〇八 略

一〇四 略

五 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の

二の二第二項、第四十六条の三第一項、第四十六条の四第二項、

第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六
第一項及び第二項第二号ロ

六 略

25及び26 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 法附則第三十五条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第三十五条の三第一項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(同条第一項に規定する払込みをいう。以下この条において同じ。)により取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした日として総務省令で定める日において、総務省令で定める方法により判定した場合に当該特定株式を発行した特定中小会社(同項に規定する特定中小会社をいう。以下この項及び第十七項において同じ。)が法人税法第二条第十号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として総務省令で定める者

二〇八 略

2
14
略

15 法附則第三十五条の三第三項又は第五項の規定の適用がある場合には、第一号から第四号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第五号から第八号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第三項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一〇三 略

四 附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される

第七条の二の二第二項、第七条の三の四

第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

五〇七 略

八 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される 第七条の二の二第

二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号

ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

16
30
略

31 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合には、第一号から第六号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十三項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一〇四 略

2
14
略

15 法附則第三十五条の三第三項又は第五項の規定の適用がある場合には、第一号から第四号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第五号から第八号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第三項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一〇三 略

四 附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二

第二項、第七条の二の二第二項、第七条の三の第一項、第七条の三の四

第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

五〇七 略

八 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の二の二第

二項、第七条の三の第一項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号

ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

16
30
略

31 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合には、第一号から第六号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十三項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一〇四 略

五 附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される

第四十六条の二の二第二項

、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

六ノ十 略

十一 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される 第四十六条

の二の二第二項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

十二 略

32及び33 略

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第十八条の六の三 略

2 略

3 前条第一項の規定は、法附則第三十三条の二の二第一項に規定する未成年者口座（第五項において「未成年者口座」という。）及び法附則第三十五条の三の三第三項に規定する課税未成年者口座（第五項において「課税未成年者口座」という。）を開設する道府県民税の所得割の納税義務者の同条第三項に規定する基準年（第五項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日又は令和五年十二月三十一日のいずれか早

五 附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条

の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項

、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

六ノ十 略

十一 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条

の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

十二 略

32及び33 略

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第十八条の六の三 略

2 略

3 前条第一項の規定は、法附則第三十三条の二の二第一項に規定する未成年者口座（第五項において「未成年者口座」という。）及び法附則第三十五条の三の三第三項に規定する課税未成年者口座（第五項において「課税未成年者口座」という。）を開設する道府県民税の所得割の納税義務者の同条第三項に規定する基準年（第五項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日

い日までに法附則第三十三条の二の二第一項に規定する契約不履行等事由（第五項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合に、法附則第三十五条の三の三第三項第一号から第三号までの規定により未成年者口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、前条第一項中「法附則第三十五条の三の二第一項」とあるのは「法附則第三十五条の三の三第一項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と、「場合には、当該」とあるのは「場合には、法附則第三十五条の三の三第三項第一号から第三号までの規定による」と、「（法附則第三十五条の三の二第一項）」とあるのは「（同条第一項）」と読み替えるものとする。

4 略

5 前条第三項の規定は、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合に、法附則第三十五条の三の三第八項第一号から第三号までの規定により未成年者口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、前条第三項中「附則第三十五条の三の二第四項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第六項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と、「場合には、当該」とあるのは「場合には、同条第八項第一号から第三号までの規定による」と読み替えるものとする。

ままでに法附則第三十三条の二の二第一項に規定する契約不履行等事由（第五項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合に、法附則第三十五条の三の三第三項第一号から第三号までの規定により未成年者口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、前条第一項中「附則第三十五条の三の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第一項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と、「場合には、当該」とあるのは「場合には、法附則第三十五条の三の三第三項第一号から第三号までの規定による」と読み替えるものとする。

4 略

5 前条第三項の規定は、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日
ままでに契約不履行等事由が生じた場合に、法附則第三十五条の三の三第八項第一号から第三号までの規定により未成年者口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、前条第三項中「附則第三十五条の三の二第四項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第六項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と、「場合には、当該」とあるのは「場合には、同条第八項第一号から第三号までの規定による」と読み替えるものとする。

（先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十八条の七 略

2 略

3 法附則第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の二の二第二項	山林所得金額	略	山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下この節において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）
第七条の三の四第二項並びに第七条の第十三条の十三第一項及び第	山林所得金額	山林所得金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額	

（先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十八条の七 略

2 略

3 法附則第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の二第二項	山林所得金額	略	山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下この節において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）
第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の第十三条の十三第一項及び第	山林所得金額	山林所得金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額	

第四十六條 の第二項 並びに第 四十八條の	山林所得金額	山林所得金額	略	4及び5 略 6 法附則第三十五條の四第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	二項第二号 ロ
	山林所得金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額	山林所得金額並びに法附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下この節において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）			

第四十六條 の第二項 並びに第 四十八條の	山林所得金額	山林所得金額	略	4及び5 略 6 法附則第三十五條の四第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	二項第二号 ロ
	山林所得金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額	山林所得金額並びに法附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下この節において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）			

六第一項及び第二項並びに第二号	略
略	

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十八条の七の二 略

2～6 略

7 法附則第三十五条の四の二第一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～三 略

四 前条第三項の規定により読み替えて適用される

第七条の二の二第二項、第七条の三の四第二項、

第七条の九第二号ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第

二項第二号ロ

8～14 略

15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～四 略

五 前条第六項の規定により読み替えて適用される

第四十六条の二の二第二項、第四十

六第一項及び第二項並びに第二号	略
略	

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十八条の七の二 略

2～6 略

7 法附則第三十五条の四の二第一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～三 略

四 前条第三項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、

第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項、

第七条の九第二号ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第

二項第二号ロ

8～14 略

15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～四 略

五 前条第六項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二

項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十

六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

六 略

16及び17 略

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて同法第六条第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、同法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて同法第六条第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項(第一号に係る部分に限る。)、第三十六条の九第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十六条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)、第四十九条の十二第一項(第一号に係る部分に限る。)、第四十九条の十三第一項(第二号に係る部分に限る。)、第四十九条の十五第一項(第一号に係る部分に限る。)、第五十一条の十六の三第二項及び第五十四条の四十五第二項(第二号に係る部分に限る。)並びに附則第十一条第二十三項及び第二十四項並びに第十一条の二第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

2 略

六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

六 略

16及び17 略

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて同法第六条第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、同法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて同法第六条第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項(第一号に係る部分に限る。)、第三十六条の九第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十六条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)、第四十九条の十二第一項(第一号に係る部分に限る。)、第四十九条の十三第一項(第二号に係る部分に限る。)、第四十九条の十五第一項(第一号に係る部分に限る。)、第五十一条の十六の三第二項及び第五十四条の四十五第二項(第二号に係る部分に限る。)並びに附則第十一条第二十五項及び第二十六項並びに第十一条の二第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

2 略

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第二十七条の三 略

2 法附則第四十四条の三第二項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則第三十四条の二第二項に規定する期間の末日が平成二十三年十二月三十一日である場合(同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。)であつて、当該事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該事業につき東日本大震災による被害により同月三十一日までに附則第十七条の二第一項に規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百二十二号)第十四条の二第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。)とする。

3及び4 略

5 法附則第四十四条の三第四項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則第三十四条の二第五項に規定する期間の末日が平成二十三年十二月三十一日である場合(同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。)であつて、当該事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該事業につき東日本大震災による被害により同月三十一日までに附則第十七条の二第四項に

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第二十七条の三 略

2 法附則第四十四条の三第二項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則第三十四条の二第二項に規定する期間の末日が平成二十三年十二月三十一日である場合(同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。)であつて、当該事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該事業につき東日本大震災による被害により同月三十一日までに附則第十七条の二第一項に規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百二十二号)第十四条の二第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。)とする。

3及び4 略

5 法附則第四十四条の三第四項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則第三十四条の二第五項に規定する期間の末日が平成二十三年十二月三十一日である場合(同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。)であつて、当該事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該事業につき東日本大震災による被害により同月三十一日までに附則第十七条の二第四項に

規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条の二第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とする。

6
略

規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条の二第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とする。

6
略

附則第十条による改正（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号））

改 正 後	改 正 前
<p>（特別区財政調整交付金の総額）</p> <p>第二百十條の十 地方自治法第二百八十二条第二項に規定する特別区財政調整交付金（以下「交付金」という。）の総額は、同項に規定する地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものの収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額（同法第七十二条の二十四の七第八項の規定により同法第七百三十四条第四項に規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の六第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同法第七百三十四条第四項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額（次条第二項及び第三項において「交付金総額」という。）とする。</p>	<p>（特別区財政調整交付金の総額）</p> <p>第二百十條の十 地方自治法第二百八十二条第二項に規定する特別区財政調整交付金（以下「交付金」という。）の総額は、同項に規定する地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものの収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額（同法七十二條の二十四の七第七項の規定により同法第七百三十四条第四項に規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の六第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同法第七百三十四条第四項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額（次条第二項及び第三項において「交付金総額」という。）とする。</p>

改正後	改正前
<p>（国際運輸業に係る所得に対する事業税の非課税等）</p> <p>第十一条 法第十二条第一項に規定する対象国際運輸業所得には、外国居住者等がその営む国際運輸業に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得（地方税法第七十二条の十二第一号に規定する付加価値額及び同条第二号に規定する資本金等の額を含む。）を含むものとする。</p> <p>一 三 略</p>	<p>（国際運輸業に係る所得に対する事業税の非課税等）</p> <p>第十一条 法第十二条第一項に規定する対象国際運輸業所得には、外国居住者等がその営む国際運輸業に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得（地方税法第七十二条の十二第一号イに規定する付加価値額及び同号ロに規定する資本金等の額を含む。）を含むものとする。</p> <p>一 三 略</p>

附則第十二条による改正（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号））

改 正 後

<p>（特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例） 第二条の四 略</p> <p>2 法第三条の二の二第四項の規定の適用がある場合における地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>					
第	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>第七条の二の二第二項</p> <p>山林所得金額</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p> </td> </tr> </table>	<p>第七条の二の二第二項</p> <p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>
<p>第七条の二の二第二項</p> <p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>				
<p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>				

改 正 前

<p>（特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例） 第二条の四 略</p> <p>2 法第三条の二の二第四項の規定の適用がある場合における地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>					
三	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>第七条の二の二第二項、 第七条の三第一項、</p> <p>山林所得金額</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p> </td> </tr> </table>	<p>第七条の二の二第二項、 第七条の三第一項、</p> <p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>
<p>第七条の二の二第二項、 第七条の三第一項、</p> <p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>				
<p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>				

		第七條の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額	山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約	略	七條の三の四第二項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号
							略
<p>4 法第三条の二の二第六項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>						3	略

		第七條の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額	山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約	略	第七條の三の四第二項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号
							略
<p>4 法第三条の二の二第六項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>						3	略

	<p>第四十六条の二の二第二項</p>	山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二	山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額	<p>5 略</p> <p>6 法第三条の二の二第十項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>第七條の三の四第二項並びに第七條の第十三第一項及び第二項第二号</p> <p>適用配当等の額</p>
--	---------------------	--------	--------	--------------------------	---	---

<p>第四十六条の二の二第二項</p>	<p>第四十六条の二第二項</p>	山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二	山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額	<p>5 略</p> <p>6 法第三条の二の二第十項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>三第一項、第七條の三の四第二項並びに第七條の第十三第一項及び第二項第二号</p> <p>適用配当等の額</p>
---------------------	-------------------	--------	--------	--------------------------	---	--

<p>第四十六條 の四第二項 並びに第 四十八條の 六第一項及 び第二項第 二號口</p>	略	<p>の第二十項に規定する条約 適用利子等の額</p>
<p>7 略</p>		<p>8 法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法 施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第四十六條 の二の二第 二項</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条 約等の実施に伴う所得税法 、法人税法及び地方税法の 特例等に関する法律（以下 「租税条約等実施特例法」 という。）第三条の二の二 第十二項に規定する条約適 用配当等の額</p>

<p>二項、第四 十六條の二 の三第一項 、第四十六 條の四第二 項並びに第 四十八條の 六第一項及 び第二項第 二號口</p>	略	<p>の第二十項に規定する条約 適用利子等の額</p>
<p>7 略</p>		<p>8 法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法 施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第四十六條 の二第二項</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条 約等の実施に伴う所得税法 、法人税法及び地方税法の 特例等に関する法律（以下 「租税条約等実施特例法」 という。）第三条の二の二 第十二項に規定する条約適 用配当等の額</p>

略	第四十六條 の四第二項 並びに第 四十八條の 六第一項及 び第二項第 二号ロ	山林所得金額
		山林所得金額並びに租税条 約等実施特例法第三条の二 の二第十二項に規定する条 約適用配当等の額

略	第四十六條 の二の二第 二項、第四 十六條の二 の三第一項 、第四十六 條の四第二 項並びに第 四十八條の 六第一項及 び第二項第 二号ロ	山林所得金額
		山林所得金額並びに租税条 約等実施特例法第三条の二 の二第十二項に規定する条 約適用配当等の額

改 正 後	改 正 前
<p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）</p> <p>第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、予算決算及び会計令</p>	<p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）</p> <p>第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、予算決算及び会計令</p>

(昭和二十二年勅令第六十五号)、相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令(昭和三十年政令第三百十六号)、割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第六十四号)、印紙税法施行令(昭和四十二年政令第百八号)、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十四年政令第九十五号)、船舶油濁等損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十二年政令第九十九号)、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十三年政令第二十五号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令、資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号)及び株式会社国際協力銀行法施行令(平成二十三年政令第二百一十一号)とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号及び第二条第二項、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第一百十二条第

(昭和二十二年勅令第六十五号)、相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令(昭和三十年政令第三百十六号)、割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第六十四号)、印紙税法施行令(昭和四十二年政令第百八号)、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十四年政令第九十五号)、船舶油濁等損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十二年政令第九十九号)、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十三年政令第二十五号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令、資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号)及び株式会社国際協力銀行法施行令(平成二十三年政令第二百一十一号)とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号及び第二条第二項、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第一百十二条第

七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法第七十四条第八号、船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第二項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二條第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項並びに株式会社国際協力銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百三十七條の十五第六項、所得税法第七十六条第五項第一号及び第六項第四号、第六百六十一条

七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法第七十四条第八号、船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第二項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二條第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項並びに株式会社国際協力銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百三十七條の十五第六項、所得税法第七十六条第五項第一号及び第六項第四号、第六百六十一条

第一項第十四号並びに第二百二十五条第一項第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第九十三条、相続税法施行令第一条の二第一項第一号、所得税法施行令第三十条第一号、第七十六条第二項第一号、第八十三条第三項第一号、第二百九条第一項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百五条の三第三号、第四百五条の九、第七十七条第三号並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第七項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九条第一項第十七号、第七十六条第六項第四号、第七十七条第二項第一号、第六十一条第一項第十四号及び第二百二十五条第一項第五号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、貿易保険法施行令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、第八

第一項第十四号並びに第二百二十五条第一項第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第九十三条、相続税法施行令第一条の二第一項第一号、所得税法施行令第三十条第一号、第七十六条第二項第一号、第八十三条第三項第一号、第二百九条第一項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百五条の三第三号、第四百五条の九、第七十七条第三号並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九条第一項第十七号、第七十六条第六項第四号、第七十七条第二項第一号、第六十一条第一項第十四号及び第二百二十五条第一項第五号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、貿易保険法施行令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、第八

十四条第二項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百五条の三第三号、第四百五条の九及び第七十七条第三号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

十四条第二項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百五条の三第三号、第四百五条の九及び第七十七条第三号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

附則第十四条による改正（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第五百五十四号））

改 正 後	改 正 前
<p>（地方税法施行令の適用の特例）</p> <p>第八条の二 法第二十一条の二の規定により地方団体の徴収金とみなされた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金についての地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五の二の規定の適用については、<u>同条第六号中「事業税」とあるのは、</u>「事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなお効力を有するもの」とされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税」とする。</p>	<p>（地方税法施行令の適用の特例）</p> <p>第八条の二 法第二十一条の二の規定により地方団体の徴収金とみなされた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金についての地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五の二の規定の適用については、<u>同条第三号中「事業税」とあるのは、</u>「事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなお効力を有するもの」とされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税」とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十条 前条の規定による改正後の所得税法施行令第八十二条の二第六項の規定は、個人が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等）で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「元年経過措置対象課税仕入れ」という。）及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等と同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するものを除く。）及び個人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、個人が施行日に行った同項第十二号に規定する課税仕入れ（元年経過措置対象課税仕入れを含む。）及び個人が施行日前に同項第二号に規定する保税地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十一条 附則第九条の規定による改正後の法人税法施行令第三百三十九条の四第六項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十条 前条の規定による改正後の所得税法施行令第八十二条の二第六項の規定は、個人が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する三十一一年経過措置対象課税仕入れ等）で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「三十一一年経過措置対象課税仕入れ」という。）及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等と同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するものを除く。）及び個人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、個人が施行日に行った同項第十二号に規定する課税仕入れ（三十一一年経過措置対象課税仕入れを含む。）及び個人が施行日前に同項第二号に規定する保税地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十一条 附則第九条の規定による改正後の法人税法施行令第三百三十九条の四第六項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第</p>

二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等）で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「元年経過措置対象課税仕入れ」という。）及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものを除く。

。）及び法人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、法人が施行日に行った同項第十二号に規定する課税仕入れ（元年経過措置対象課税仕入れを含む。）及び法人が施行日前に同項第二号に規定する保税地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等）で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「三十一年経過措置対象課税仕入れ」という。）及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものを除く。

。）及び法人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、法人が施行日に行った同項第十二号に規定する課税仕入れ（三十一年経過措置対象課税仕入れを含む。）及び法人が施行日前に同項第二号に規定する保税地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）</p> <p>第三十条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第九条中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第五条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「経過措置対象課税仕入れ」という。）を「経過措置対象課税仕入れ」に、「消費税法第二条第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 前項に規定する経過措置対象課税仕入れとは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（令和五年十月一日以後に行うものにあつては、新消費税法（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条第一項に規定する新消費税法をいう。）第三十条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）をいう。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）</p> <p>第三十条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第九条中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第五条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「経過措置対象課税仕入れ」という。）を「経過措置対象課税仕入れ」に、「消費税法第二条第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 前項に規定する経過措置対象課税仕入れとは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（平成三十五年十月一日以後に行うものにあつては、新消費税法（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条第一項に規定する新消費税法をいう。）第三十条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）をいう。</p>

第三十一条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中「地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等」で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「元年経過措置対象課税仕入れ」という。）を「元年経過措置対象課税仕入れ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する元年経過措置対象課税仕入れとは、地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（令和五年十月一日以後に行うものにあつては、新消費税法（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条第一項に規定する新消費税法をいう。）第三十条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）をいう。

第三十一条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中「地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する三十一
年経過措置対象課税仕入れ等」で同項第四号又は第五号に掲げるものに
該当するもの（以下この条において「三十一
年経過措置対象課税仕入れ」という。）を「三十一
年経過措置対象課税仕入れ」に改め、同条に次
の一項を加える。

2 前項に規定する三十一
年経過措置対象課税仕入れとは、地方税法等
改正法附則第十条第三項に規定する三十一
年経過措置対象課税仕入れ
等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（平成三十五
年十月一日以後に行うものにあつては、新消費税法（所得税法等の一
部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条第一
項に規定する新消費税法をいう。）第三十条第一項の規定の適用を受
けるものに限る。）をいう。

<p>改正後</p>	<p>附則</p> <p>第二十三条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十一条中「。以下この条」を「。以下この項」に、「地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等」で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「元年経過措置対象課税仕入れ」という。）を「元年経過措置対象課税仕入れ」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 前項に規定する元年経過措置対象課税仕入れとは、地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等」で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（令和五年十月一日以後に行うものにあつては、新消費税法（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条第一項に規定する新消費税法をいう。）第三十条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）をいう。</p>
<p>改正前</p>	<p>附則</p> <p>第二十三条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十一条中「。以下この条」を「。以下この項」に、「地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等」で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「三十一年経過措置対象課税仕入れ」という。）を「三十一年経過措置対象課税仕入れ」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 前項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れとは、地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等」で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（令和五年十月一日以後に行うものにあつては、新消費税法（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条第一項に規定する新消費税法をいう。）第三十条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）をいう。</p>

附則第十八条による改正（地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号））

改 正 後	改 正 前
<p>(地方税法施行令の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第十八条の五第一項及び第五項中「応じ」を「応じ、」に改め、同条第十項第四号及び第十一項第四号中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め</p>	<p>(地方税法施行令の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第四条第十二項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め、同条第二十項の表法第三百七十七条の二第一項第八号の項中「第三百七十七条の二第一項第八号」を「第三百七十七条の二第一項第九号」に改める。</p> <p>附則第四条の二第十一項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め、同条第十九項の表法第三百七十七条の二第一項第八号の項中「第三百七十七条の二第一項第八号」を「第三百七十七条の二第一項第九号」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第十八条の五第一項及び第五項中「応じ」を「応じ、」に改め、同条第十項第四号及び第十一項第四号中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第十二項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八</p>

、同条第十三項及び第七項中「応じ」を「応じ、」に改め、同条第二十二項第五号及び第二十四項第五号中「第四十六条の二の二第二項」の下に、「第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に

改める。

附則第十八条の六第十五項第四号及び第八号中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め

、同条第三十一項第五号及び第十一号中「第四十六条の二の二第二項」の下に、「第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に

改める。

(中略)

附則第十八条の七の二第七項第四号中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め

、同条第十五項第五号中「

号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め、同条第十三項及び第七項中「応じ」を「応じ、」に改め、同条第二十二項第五号及び第二十四項第五号中「第四十六条の二の二第二項」の下に、「第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第二十六項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項中「第三百十七条の二第一項第八号」を「第三百十七条の二第一項第九号」に改める。

附則第十八条の六第十五項第四号及び第八号中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第十六項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め、同条第三十一項第五号及び第十一号中「第四十六条の二の二第二項」の下に、「第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第三十三項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項中「第三百十七条の二第一項第八号」を「第三百十七条の二第一項第九号」に改める。

(中略)

附則第十八条の七の二第七項第四号中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第八項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め、同条第十五項第五号中「

第四十六条の二の二第二項」の下に、「第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に

改める。

(後略)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四 略

五 削除

六及び七 略

第四十六条の二の二第二項」の下に、「第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第十七項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項中「第三百十七条の二第一項第八号」を「第三百十七条の二第一項第九号」に改める。

(後略)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四 略

五 第一条中地方税法施行令附則第四条及び第四条の二の改正規定、同

令附則第十八条の五の改正規定(同条第十二項の表法第四十五条の二第一項第八号の項及び第二十六項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項に係る部分に限る。)、同令附則第十八条の六の改正規定(同条第十六項の表法第四十五条の二第一項第八号の項及び第三十三項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項に係る部分に限る。)並びに同令附則第十八条の七の二の改正規定(同条第八項の表法第四十五条の二第一項第八号の項及び第十七項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項に係る部分に限る。)

令和三年一月一日

六及び七 略

附則第十九条による改正（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号））

<p>改 正 後</p>	<p>（収納の特例） 第九条 略 2 略 3 法第二十条第二項の規定により地方団体の徴収金とみなされた特別法人事業税に係る徴収金についての地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五の二の規定の適用については、同条第六号中「事業税」とあるのは、「事業税及び特別法人事業税」とする。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（収納の特例） 第九条 略 2 略 3 法第二十条第二項の規定により地方団体の徴収金とみなされた特別法人事業税に係る徴収金についての地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五の二の規定の適用については、同条第三号中「事業税」とあるのは、「事業税及び特別法人事業税」とする。</p>